

平成 2 6 年 第 1 回

芦北町議会 3 月 定例会 会議録

開会 平成 2 6 年 3 月 3 日

閉会 平成 2 6 年 3 月 1 4 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成26年第1回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
3・3	月	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 平成26年度施政方針と予算大綱説明 議案審議 議案の委員会付託 委員会審査 平成26年度芦北町一般会計予算（歳入）の連合 審査会
4	火	委員会審査 建設経済（現地調査、建設課、農林水産課） 総 務（企画財政課、総務課、議会事務局）
5	水	委員会審査 総 務（田浦基幹支所、税務課） 文教厚生（教育課、福祉課）
6	木	委員会審査 文教厚生（生涯学習課、住民生活課） 建設経済（農業委員会事務局、上下水道課、商工観光課）
7	金	委員会審査予備日
8	土	休 日
9	日	休 日
10	月	休 会（議事整理）
11	火	休 会（議事整理）
12	水	休 会（議事整理）
13	木	本会議 一般質問
14	金	本会議 議案審議（委員長報告） 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（3月3日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	5
3 欠席議員氏名	5
4 説明のため出席した者の職氏名	5
5 事務局職員出席者	5
6 開会 開議	9
日程第1 会議録署名議員の指名	9
日程第2 会期の決定について	9
日程第3 諸報告	9
議長諸般の報告	
行政報告	
日程第4 議案第1号 平成25年度芦北町一般会計補正予算（第5号）	9
日程第5 議案第2号 平成25年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	18
日程第6 議案第3号 平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	19
日程第7 平成26年度施政方針と予算大綱説明 （一括議案＝日程第8から日程第20まで）	21
日程第8 議案第4号 平成26年度芦北町一般会計予算	30
日程第9 議案第5号 平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	30
日程第10 議案第6号 平成26年度芦北町介護保険事業特別会計予算	30
日程第11 議案第7号 平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計予算	30
日程第12 議案第8号 平成26年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	30
日程第13 議案第9号 平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	30
日程第14 議案第10号 平成26年度芦北町有温泉事業特別会計予算	30
日程第15 議案第11号 平成26年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	30
日程第16 議案第12号 平成26年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計 予算	30
日程第17 議案第13号 平成26年度芦北町水道事業会計予算	30
日程第18 議案第14号 芦北町職員の修学部分休業に関する条例の制定に ついて	30

日程第19	議案第15号	芦北町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について……………	30
日程第20	議案第16号	芦北町南九州西回り自動車道濁水等被害対策基金条例の制定について……………	30
日程第21	議案第17号	芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	31
日程第22	議案第18号	芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	32
日程第23	議案第19号	芦北町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について……………	33
日程第24	議案第20号	芦北町女島活力推進センター条例の一部を改正する条例の制定について……………	34
日程第25	議案第21号	芦北町ひとり親等家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	37
日程第26	議案第22号	芦北町地域支援事業等負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	38
日程第27	議案第23号	芦北町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について……………	39
日程第28	議案第24号	芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例の制定について……………	40
日程第29	議案第25号	芦北町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	41
日程第30	議案第26号	芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について……………	42
日程第31	議案第27号	芦北町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について……………	43
日程第32	議案第28号	芦北町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について……………	43
日程第33	議案第29号	芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	44
日程第34	議案第30号	芦北町御立岬残土処理場条例を廃止する条例の制定について……………	45
日程第35	議案第31号	熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について……………	46

(一括議第＝日程第36から日程第37まで)

日程第36	議案第32号	町道の路線廃止について	47
日程第37	議案第33号	町道の路線認定について	47
日程第38	議案第34号	工事請負契約の締結について	48
日程第39	議案第35号	工事請負契約の締結について	50
7	散会		52

第2号(3月13日)

1	議事日程	55
2	出席議員氏名	55
3	欠席議員氏名	55
4	説明のため出席した者の職氏名	55
5	事務局職員出席者	56
6	開議	60

日程第1 一般質問

(1)	坂本登議員第1回目一般質問	60
	○竹崎町長答弁	62
	○寺川企画財政課長答弁	62
	○楠原住民生活課長答弁	62
(2)	坂本登議員第2回目一般質問	64
	○竹崎町長答弁	65
(3)	坂本登議員第3回目一般質問	65
	○寺川企画財政課長答弁	66
(4)	坂本登議員第4回目一般質問	66
	○寺川企画財政課長答弁	66
(5)	坂本登議員第5回目一般質問	67
	○楠原住民生活課長答弁	67
(6)	坂本登議員第6回目一般質問	67
	○楠原住民生活課長答弁	67
(7)	坂本登議員第7回目一般質問	67
	○楠原住民生活課長答弁	68
(8)	坂本登議員第8回目一般質問	68
	○楠原住民生活課長答弁	69
(9)	坂本登議員第9回目一般質問	69

○竹崎町長答弁	69
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	69
○楠原住民生活課長答弁	70
(11) 坂本登議員第11回目一般質問	70
○竹崎町長答弁	70
(12) 坂本登議員第12回目一般質問	71
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	71
○竹崎町長答弁	72
○吉田総務課長答弁	73
○澁谷教育委員長答弁	73
○本山教育課長答弁	73
○寺川企画財政課長答弁	74
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	74
○竹崎町長答弁	74
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	75
○本山教育課長答弁	76
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	76
○竹崎町長答弁	77
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	77
○寺川企画財政課長答弁	77
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	77
○寺川企画財政課長答弁	78
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	78
○竹崎町長答弁	78
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	78
○寺川企画財政課長答弁	79
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	79
○寺川企画財政課長答弁	79
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	79
7 散 会	80
第3号（3月14日）	
1 議事日程	83
2 出席議員氏名	83

3	欠席議員氏名	84
4	説明のため出席した者の職氏名	84
5	事務局職員出席者	84
6	開 議	85
	(一括議題＝日程第1から日程第13まで)	
日程第1	議案第4号 平成26年度芦北町一般会計予算	85
日程第2	議案第5号 平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	85
日程第3	議案第6号 平成26年度芦北町介護保険事業特別会計予算	85
日程第4	議案第7号 平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計予算	85
日程第5	議案第8号 平成26年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	85
日程第6	議案第9号 平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	85
日程第7	議案第10号 平成26年度芦北町有温泉事業特別会計予算	85
日程第8	議案第11号 平成26年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	85
日程第9	議案第12号 平成26年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	85
日程第10	議案第13号 平成26年度芦北町水道事業会計予算	85
日程第11	議案第14号 芦北町職員の修学部分休業に関する条例の制定について	85
日程第12	議案第15号 芦北町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	85
日程第13	議案第16号 芦北町南九州西回り自動車道濁水等被害対策基金条例の制定について	85
	(一括議題＝日程第14から日程第17まで)	
日程第14	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	101
日程第15	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	101
日程第16	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	101
日程第17	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	101
7	閉 会	102

平成26年第1回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年3月3日

午前10時 開 会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸報告
 - 議長諸般の報告
 - 行政報告
- 日程第 4 議案第 1号 平成25年度芦北町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 5 議案第 2号 平成25年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 3号 平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 平成26年度施政方針と予算大綱説明
（一括議題＝日程第8から日程第20まで）
- 日程第 8 議案第 4号 平成26年度芦北町一般会計予算
- 日程第 9 議案第 5号 平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第10 議案第 6号 平成26年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 日程第11 議案第 7号 平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第 8号 平成26年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議案第 9号 平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成26年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成26年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成26年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成26年度芦北町水道事業会計予算
- 日程第18 議案第14号 芦北町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 芦北町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 芦北町南九州西回り自動車道濁水等被害対策基金条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 芦北町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 芦北町女島活力推進センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 芦北町ひとり親等家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 芦北町地域支援事業等負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 芦北町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 芦北町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 芦北町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 芦北町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 芦北町御立岬残土処理場条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

(一括議題＝日程第 3 6 から日程第 3 7 まで)

- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 町道の路線廃止について

- 日程第37 議案第33号 町道の路線認定について
 日程第38 議案第34号 工事請負契約の締結について
 日程第39 議案第35号 工事請負契約の締結について
 (散会)

2 出席議員 (16人)

1番 坂本 登 君	2番 林田 燿 宏 君
3番 宮内 道 則 君	4番 寺本 順 一 君
5番 古村 逸 男 君	6番 白坂 康 浩 君
7番 草野 安 道 君	8番 前田 徹 一 君
9番 元山 秀 志 君	10番 宮尾 秀 行 君
11番 平松 洋 一 君	12番 川尻 成 美 君
13番 水口 宣 之 君	14番 岡部 恵美子 君
15番 寺本 修 一 君	16番 藤井 公 明 君

3 欠席議員 (0名)

4 説明のため出席した者の職氏名 (18人)

町 長 竹崎 一成 君	副町長 藤崎 正司 君
教育委員長 澁谷 百錬 君	教育長 竹浦 裕道 君
総務課長 吉田 茂 君	企画財政課長 寺川 健一 君
税務課長 早川 純一 君	住民生活課長 楠原 清照 君
福祉課長 宮下 祐一 君	農林水産課長 柳田 豊彦 君
商工観光課長 山元 信作 君	建設課長 山口 純志 君
上下水道課長 江上 繁 君	会計管理者兼 会計室長 園川 民夫 君
田浦基幹支所長 野口 博司 君	教育課長 本山 昭 君
生涯学習課長 藤井 哲郎 君	農業委員会 事務局長 鶴山 秀生 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名 (2人)

議会事務局長 下田 研 君	次長(主幹) 福田 貴司 君
---------------	----------------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

- 2 熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会
期 日 平成25年11月26日（火）
場 所 KKRホテル熊本
議 題 ・平成24年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について外4件（認定2件、承認1件、可決2件）
・後期高齢者医療に関する請願（不採択）
・一般質問（2名）

- 3 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 平成25年12月25日（水）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合講堂
議 題 ・平成25年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）（可決）
・平成24年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計決算認定について（認定）

- 4 熊本県町村議会議長会理事会
期 日 平成25年12月25日（水）
場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）
議 題 ・全国議長会関係事項等の報告3件
・平成26年度会務運営方針及び予算案等の協議5件

- 5 熊本県町村議会議長会理事会
期 日 平成26年1月24日（金）
場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）
議 題 ・全国議長会・九州協議会関係事項等の報告
・第64回定期総会の運営について
・平成26年度町村新議員研修について
・平成26年度各種研修会講師について

6 熊本県町村議会議長会第64回定期総会

期 日 平成26年2月18日（火）

場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）

表 彰 全国町村議会議長会表彰
熊本県町村議会議長会表彰

議 題 ・会務報告
・平成24年度歳入歳出決算の認定について（認定）
・平成25年度補正予算の報告
・平成26年度歳入歳出予算の議決について（可決）
・各郡提出案件の審議（葦北郡は、交通・産業基盤及び
農業生産基盤の整備について要望）（可決）
・宣言（可決）
・決議（可決）
・特別決議（可決）
・実行運動方法協議（可決）

7 熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会

期 日 平成26年2月20日（木）

場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）

議 題 ・平成25年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）外6件（可決7件）
・一般質問（2名）

上記のとおり報告します。

平成26年3月3日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

芦町監第39号
平成26年2月10日

芦北町議会議長 藤井公明様

芦北町監査委員 山下生吾
芦北町監査委員 古村逸男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2. 検査現在期日

平成26年1月31日

3. 検査実施日

平成26年2月10日

4. 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	1,912,794,440 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	4,594,076,457 円
	歳入歳出外現金	52,319,229 円
	計	6,559,190,126 円
水道事業会計		292,507,124 円

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから平成26年第1回芦北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井公明君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6番 白坂君及び7番 草野君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（藤井公明君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、3月14日までとの答申がっております。本日から3月14日までの12日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から14日までの12日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（藤井公明君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果及び閉会中に出席した議長の諸般の報告と町長の行政報告については、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第1号 平成25年度芦北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（藤井公明君） 日程第4、議案第1号「平成25年度芦北町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、議案第1号、平成25年度芦北町一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,297万9,000円を

追加し、予算の総額を104億8,311万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、後年の財政負担に備える基金の積立て及び国の経済対策に伴うがんばる地域交付金を活用した事業の補正と、事業費の確定に伴う過不足額の補正が主なものでございます。また、第2条で繰越明許費補正を、第3条で地方債補正を計上いたしております。

それでは、歳出から御説明を申し上げます。予算書の10ページをお開きください。

款2総務費です。項1総務管理費、目1一般管理費の補正額3,594万2,000円は、国の経済対策に伴うもので、田浦基幹支所と芦北福祉センターの耐震補強工事監理委託並びに内野福祉センター外施設の耐震補強実施設計に係る委託料合計876万9,000円と、田浦基幹支所及び芦北福祉センターの耐震補強工事に係る工事請負費、合計2,717万3,000円でございます。目5財産管理費の補正額3億230万7,000円は、後年度における町有施設の大規模改修等に備えるための町有施設整備基金積立金2億円と、交付税の縮減に備えるためのまちづくり振興基金積立金5,000万円、それと南九州西回り自動車道トンネル工事により発生いたしました渇水被害に対する補償で整備しました農業用水施設の維持管理経費の財源とするため、今回交付見込みの補償金と、当初予算に計上いたしました用地費等の残額を合わせた5,230万7,000円を南九州西回り自動車道渇水等被害対策基金として積立てをするものでございます。

次に、款3民生費です。項1社会福祉費、目2障害者福祉費の補正額32万8,000円は、平成26年度の障害者総合支援法の段階的施行に伴い、平成25年度中にシステムの改修が必要なことから、その改修費を計上するものでございます。目4高齢者福祉費の補正額24万円は、介護保険制度改正に伴うシステム改修費の財源として介護保険事業特別会計への繰出金を計上するものでございます。

次に、款4衛生費です。項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の116万円は、妊婦健診受診者が当初計画を上回る見込みであることから、妊婦健診委託料を増額するものでございます。

予算書は11ページになります。

款5農林水産業費です。項1農業費、目6かんがい排水改良事業費の補正額2,250万円は、国の経済対策に伴う農業基盤整備促進事業を活用して実施しますかんがい排水改良事業に係る設計委託料185万円と工事請負費2,065万円でございます。目10中山間地域総合整備事業費の補正額216万3,000円は、中山間地域総合整備事業（3期地区）に新たに追加する事業の計画作成等経費に係る協議会負担金の計上でございます。目14芦北地区排水対策特別事業費の650万

円の減額は、平成25年度で実施予定であった計石排水門の撤去工事を平成26年度で実施することになったため、事業費が減少したことに伴う県負担金の減額でございます。

次に、款5農林水産業費、項2林業費です。目2林業振興費の894万6,000円の減額は、平成25年度で予定しておりました吉尾線開設が災害の危険性や地元との協議など、総合的に勘案して事業の見込みが立たないため、全額を減額とし、国の経済対策に採択が見込まれます塩汲線開設工事費を新たに計上するもので、測量設計委託料355万4,000円と、工事費の減額分1,250万円でございます。

次に、款7土木費です。項4港湾費、目1港湾管理費の補正額1,190万2,000円は、熊本県が国の経済対策を活用して実施する局部改良工事等の負担金でございます。

次に、款9教育費でございます。項6保健体育費、目1保健体育総務費の補正額26万5,000円は、各種目において全国大会、九州大会の出場者が増加し、補助金が不足する見込みであることから、補助金を増額するものでございます。

次に、予算書は12ページになります。

款10災害復旧費です。項1農林水産施設災害復旧費、目1農地災害復旧費の400万円の減額は、災害査定による工法の変更や、地力復旧により事業費が減少したことから、工事請負費を減額するものでございます。

次に、款11公債費です。項1公債費、目1元金の補正額22万1,000円は、平成14度に借り入れました臨時財政対策債、減税補てん債の利率見直しにより確定した元金の増額分を計上するものでございます。目2利子の減額1,460万3,000円は、平成24年度に借り入れた起債の利率が確定したことによる利子減少分を減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。予算書は8ページになります。

款9地方交付税につきましては、普通交付税の増額見込み1億8,062万2,000円を計上いたしております。

次に、款11分担金及び負担金につきましては、目1農林水産業費分担金として、中山間地域総合整備事業分担金の減額139万円と、地下水制御型かんがい排水整備に係る農業基盤整備促進事業分担金337万5,000円を計上いたしております。目3災害復旧費分担金につきましては、事業費の減少に伴い農地災害復旧費分担金72万9,000円を減額するものでございます。

次に、款13国庫支出金につきましては、目1総務費国庫補助金として田浦基幹支所耐震補強等に係る社会資本整備総合交付金1,197万6,000円を計上い

たしております。次に、目2民生費国庫補助金としまして、障害者自立支援給付支払等システム改修費16万3,000円と、介護保険事業費補助金12万円を計上いたしております。

次に、款14県支出金でございます。目4農林水産業費県補助金につきましては、地下水制御型かんがい排水整備事業に係る農業基盤整備促進業補助金1,155万円と事業量の減に伴う間伐等森林整備促進対策事業交付金の減額1,250万円を計上しております。目9災害復旧費県補助金の265万6,000円の減額は、事業費確定に伴う農地災害復旧費補助金265万6,000円の減額でございます。

予算書は9ページになります。

款18繰越金7,184万1,000円につきましては、前年度繰越金でございます。

次に、款19諸収入です。項4雑入、目2雑入としまして、南九州西回り自動車道建設補償金5,040万7,000円を計上しております。

次に、款20町債です。項1町債、目1総務債2,390万円は、田浦基幹支所耐震補強工事ほか、公共施設耐震補強事業の財源に充てるものでございます。目4農林水産業債630万円は、国の経済対策を受けて実施します農業基盤整備促進事業の財源に充てるものでございます。

次に、繰越明許費について御説明いたします。予算書は4ページになります。

第2表繰越明許費を御覧いただきたいと思っております。款2総務費の公共施設耐震補強事業ほか4事業、総額1億285万1,000円につきましては、国の経済対策に伴う事業で、年度内着工が困難であるなどの理由で翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

まず、総務費の公共施設耐震補強事業3,594万2,000円と、農林水産業費の農業基盤整備促進事業2,250万円並びに間伐等森林整備促進事業2,855万4,000円は、国の経済対策によるものでございます。

次に、農林水産業費の芦北町木造住宅建築支援事業1,110万5,000円につきましては、12月以降に申請があったものにつきまして年度内完了が困難なため繰越しをするものでございます。

次に、災害復旧費でございます。公共土木施設災害復旧事業475万円につきましては、災害査定等により着工が遅れ、適正工期の確保が困難なため繰越しをいたすものでございます。

次に、地方債補正について御説明をいたします。予算書は5ページになります。

第3表を御覧いただきたいと思っております。公共施設耐震補強事業の財源として2,390万円を追加しております。また、農業基盤整備促進事業の財源として630

万円を追加しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

なお、13ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） まず、10ページの目5財産管理費についてお尋ねいたします。この中で町有施設整備基金積立金2億円、それからまちづくり振興基金積立金5,000万円、これを先ほど寺川課長の説明では、本年度の工事に充てるというようなことと、それから将来の備えというようなことを言われましたが、今、補正予算なんです、これ。補正予算で先ほど、例月現金出納検査の結果に関する報告ということで配付されておりますが、この残高がですね、7億円を超えております、7億1,000万円。それから、まちづくり支援も7億円を超えております。この今、現在高が7億円を超えているもので、また2億円積むということで、決算見込みというのはどのように見込んでおられるのかなということが1点。

それから、まちづくり支援事業は、特にもう今7億円超えているのに、また5,000万円積み立てる。考えようによってはですね、補正でなくても当初予算でいいんじゃないかなという気がするわけですが、なぜこういう、今、補正でなければいけないのか、その理由をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） ただいまの御質問でございまして、町有施設整備基金とまちづくり振興基金への積み立てということに対しての御質問でございますけれども、これにつきましては今後の、合併特例法によりましてですね、合併してから10年間は交付税等がですね、合併前の市町村にそれぞれ交付される額を補償されておりますけれども、27年度以降は段階的にこれが減額されてまいります。これを考えますときに、やはり今後の町有施設関係のですね、維持管理費とか、かなりそういうものがですね、大きく膨らんでまいりますので、そういったものを財源としてですね、やはり確保しておく必要があるだろうというようなことから、この決算状況をですね、考えたときに、交付税等の増加見込みもございまして、それから、そういうものも考えられますので、今の段階でですね、是非この基金積立をさせていただいて、後年の財政負担にですね、備えていきたいというようなことから、この町有施設整備基金、それからまちづくり振興基金についてはですね、積み立てを今回補正でお願いしたというようなことでございます。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 趣旨は分かりました。いわゆる現在、今不足していることではないと、いわゆる将来に備えてというのは、地方交付税がいわゆる合併してもう10年過ぎていくと段階的に補正されて減額されていくと。特に平成16年以降、逼迫した状態がずっと続いて、当然、それは普通の姿なんですけど、今が例外的に両町合併したまま来ているから、それに備えるんだと、10年後に備えるんだということは分かりましたけれどもですね、併せてそういうことを考えるのであれば、町債をまた発行されていますね、今回、町債。だから、一応積み立てる方と、それから借金を返す方とですね、これはバランスをとる方法があると思いますが、今回この基金の積立てについては本来の姿ではないんですよ。この積立金を2億円、それからまちづくり振興基金を5,000万円というのを補正でされる意味合いは、また違った意味で名目をそういうふうに作ってですね、いいんじゃないかなという気がしますけど、片やですね、そういう町債をですね、減らす方法、少額なあれがありますよね、金利が高いのが。そういうものを減らすのも一つの策じゃないかと思いますが、絡めてですね、どんなお考えでしょうか。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） この起債につきましてはですね、ある程度、上限額を定めながら、毎年その過剰にならないようにですね、シーリングかけておるところでございますけれども、元利償還金ですね、の返済額をですね、超えない、その年ですね、超えない範囲内ですね、起債の借入れをやりながら、その財源を確保していくというようなことで考えております。また、これもですね、今、合併特例債もありますし、その過疎債等々をですね、交付税措置の見返りの大きい起債をですね、活用した中でその事業の財源として活用していきたいというふうに考えておりますけれども、これにつきましてはですね、さっき申し上げましたように、毎年の元金償還金の額を超えない範囲内での起債の借入れということでやっておりますので、徐々にですね、この起債残高というのは今のところ減ってきているというような状況でございます。そういうことで、計画的なですね、中でこの起債の借入れについては行っているということでございます。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） はい。分かりました。

今回のこの基金積立は、いわゆるもう確認ですけど、もう将来に備えてですね、積立てをしておくんだということで補正で出されたということで理解していいですか。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） まさしく今申し上げましたようにですね、段階的な交付税の縮減がなされますので、それに備えてですね、住民サービスが低下しないようにというようなことですね、財源の確保という観点から積立てを行っているというようなことでございます。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 款4の項1でありますけれども、妊婦の健診委託料が補正されています。説明によりますと、妊婦が増えたということで喜ばしいことではありますが、だいたいどのくらいのこの少子化の中にですね、今回増える見込みなのか、それで計算してあると思いますので、それが1点。

2点目に、款7土木費、項4港湾費の中で一般財源、これは一般財源からですけれども、負担金がこの補正で出されるというのは何ですか。この時期、負担金も補正で出されるのはどういう意味かなということでもありますので、それが2点目の質問です。

3点目に、町長の見解をお聞きしますけれども、先ほど平松議員が質問があったようでもありますけれども、地方債が今、24年度末ですね。106億円ほど、25年度末であるということで予算が出ております。基金のほうは24年度、42億円の基金がありますが、ちょうど資料が出てきましたので、見解を聞きますけれども、町長が引き継がれたときに、平成6年度の基金は36億円近くありました。地方債は60億4,700万円でありました。地方債のピークはですね、19年度が118億8,000万円です。徐々に下がってはきておりますけれども、年間10億円以上の元利を返し、利子は1億数千万円、五、六千万円付いてますよね。そういうことを思えば、基金を積み立てるのも、それはいいことですが、どちらが理想的かなというふうにも考えるわけです。私、ちっぽけな経営者でございますけれども、やはりこの一覧表を見ますと、地方債をゼロにするという、小さいのはもうゼロにして、紛らわしいから全部返してしまうというような形で整理したほうが、私としてはですね、私の見解を言いますが、いいような感じがしますし、やはり借金を減らして、減らすということはやっぱり、今、利子が非常に金利が安いのでいいんですけれども、なぜ、1億数千万円の利子を払うということでもありますので、地方債はやっぱり1割程度償還をしておりますけれども、それをやっぱり後世に残すためには減らしていかにやいけんというふうに思いますが、その点の町長の見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

妊婦健診と申しますのはですね、まずこれは十月十日の妊娠期間中にですね、1

人の妊婦さんが一応14回を限度として健診を受けられるということになっております。総額が9万6,600円でございます。そして、妊婦さんの推移でございませうけれども、平成20年度から申しますとですね、平成20年度が136人、21年度が119人に、22年度が137人、23年度が133人、そして前年である24年度がですね、109人に減りました。そして、25年度見込みは122人と、またちょっと復活する見込みが立っております。したがって、約13人の増を見込んでおるという中で補正予算を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） それでは、土木費の中の港湾管理費、これは県の負担金でございませうけれども、これについて説明申し上げます。

県事業につきましては、県の事業計画の進捗状況によって、当初の予算に対し最終事業費が大きく増減することがあります。そのために予算を補正するのでは、複雑な予算計上になってしまうため、補正が1回で済むよう、例年、事業費の確定する年度末に精算し、3月議会にお願いしております。今年度も国の経済対策等により排水機場の補修と県事業費の増額があり、最終的に事業費増となったため、今議会に補正をお願いしております。以上です。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 基金積立につきましては、それぞれの目的をもって積み立てていくわけでありませうけれども、これは決算見込みに基づいてやります。ですから、収支の計算上、黒が見込まれないときには当然積立金には及びません。そういうことで重ねて申し上げますが、決算見込みに立った上で積立金の額を決めていくということです。特に平成の合併をした自治体におきましては、さっきありました合併特例債とか、いろいろ財政的な優遇措置が講じられておりますけれども、それが段階的に減らされていくということでございます。いずれも取り組んでおります、このことには。また、余裕があれば、繰上償還したらいいじゃないかということなんです。私もそのように思います。いつも決算見込みの説明を受けるときに、黒字が出るのなら、早よ返してしまえよということですがですね、繰上償還を認めるものと、認めないものがあるんですね。これもやっぱり国の財政計画の中で収入見込みを立てていくんでしょうけれども、認められるやつはなるべくそうしなさいというふうにしております。

それと、金利関係につきましてはですね、これも借換債ができるのとできないのがありますので、それができるやつはもう直ちに金利の低いのに切り替えていくということでもあります。いずれにしても、積み立てた方がいいのか、返していったがい

いのかということですね、十分精査をした中で計上させていただいておるところでございまして、今回のこの予算計上につきましては、これがベターであるという判断をしたわけであります。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 2点、お聞きします。

南九州西回り自動車道濁水等被害対策積立金というのがありますが、この被害地域をだいたいどのへん、何箇所かあると思うんですけど、どういう想定というか、地域を対象としているんですか。

それともう一つ、一番最初に国のがんばる交付金という言葉が、説明がありましたが、これはどういう交付金なのかちょっと教えてください。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） お答えします。

濁水対策の地域についてでございますが、まず1か所は伏木氏地区でございます。それと、2か所目が田浦の川原地区でございます。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） がんばる地域交付金についてでございますけど、今の国の経済対策がいろいろ打ち出されておりますけれども、そういった中で景気はわずかにですね、回復してきておりますけれども、なかなか景気の回復が波及してない財政力の弱いですね、市町村が行う地域活性化事業に向けた事業に対して、平成25年度補正予算においてですね、この交付金が創設をされたというようなことでございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） その金額的には4月からというふうに思うんですが、まだ全然決定はしてないでしょう。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） これにつきましてはですね、今後、国のほうからこれを行う事業のですね、実施計画書を出すようになっております。これを出した中でですね、それぞれ対象事業が決まってまいりますので、金額もその後決まってくるというふうに思っております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） これは公共事業に限らず、すべてに使えるというふうに通知は来ていますか。どういうふうに来ていますか。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） これにつきましてはですね、国からこういった事業が

対象になるということはですね、指示がされるとは思いますけど、ちょっと今、私のほうではなかなか分かりませんが、町が行います単独事業、あるいはその補助金を充てた後のですね、補助裏、町が負担する分についてはですね、この交付金を財源として充てることができるというようなことになっております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。3回になっておりますので。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第2号 平成25年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井公明君） 日程第5、議案第2号「平成25年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第2号、平成25年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,461万8,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。予算書の7ページをお開きください。

まず、款1総務費です。項1総務管理費、目1一般管理費の補正額24万円は、介護報酬改定等に係る介護保険システム改修費でございます。

次に、款2保険給付費です。項1介護サービス等諸費、目5施設介護サービス給付費の補正額1,204万5,000円の減額は、次に説明します項2介護予防サービス等諸費に不足が生じたことにより、その財源とするものです。項2介護予防サ

ービス等諸費、目1介護予防サービス給付費の補正額1,094万5,000円、これはデイサービス、通所リハ、ヘルパーの利用増によるものでございます。目3地域密着型介護予防サービス給付費の補正額25万4,000円、これはグループホーム、認知症通所の利用増によるものでございます。目7介護予防サービス計画給付費の補正額84万6,000円、これはケアプラン作成件数の増によるものでございます。この3つの目を合わせまして、合計1,204万5,000円の増額補正とするものでございます。

次に、歳入につきましては、予算書の6ページになります。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金の補正額24万円は、介護報酬改定等に係る介護保険システム改修費の補正財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。失礼いたしました。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第3号 平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井公明君） 日程第6、議案第3号「平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。江上上下水道課長。

○上下水道課長（江上 繁君） 議案第3号、平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,223万8,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を2億723万8,000円とするものでございます。
また、第2条で繰越明許費、第3条で地方債を計上しております。

歳出から御説明いたします。予算書の9ページをお開きください。

款1簡易水道費、項1簡易水道費、目2簡易水道施設費の補正額1億3,223万8,000円は、国の経済対策に伴い、田浦地区簡易水道の老朽化した機器、施設等の更新及び計装装置の新設を行い、維持管理費及び運転管理の効率化を図られるもので、田浦地区簡易水道改修に関わる旅費34万8,000円と、消耗品費13万円、工事施工監理業務委託料399万6,000円、工事請負費1億2,776万4,000円でございます。

次に、歳入につきまして、予算書の8ページになります。

まず、款の5繰越金です。項1繰越金、目1繰越金の補正額499万4,000円は、補正財源として前年度繰越金を計上しております。

次に、款7国庫支出金、項1国庫補助金、目1簡易水道費国庫補助金の補正額4,244万4,000円は、田浦地区簡易水道改修に係る国庫補助金でございます。

次に、款8町債、項1町債、目1簡易水道事業債の補正額8,480万円は、田浦地区簡易水道改修経費の財源とするものでございます。

次に、繰越明許費について御説明いたします。予算書は4ページ、第2表繰越明許費を御覧ください。田浦地区簡易水道改修事業1億3,223万8,000円につきましては、国の経済対策に伴い予算化しましたが、年度内完了が困難なため繰り越すものでございます。

次に、地方債について御説明いたします。予算書は5ページ、第3表地方債を御覧ください。田浦地区簡易水道改修事業の財源とする地方債の限度額等を設定するものでございます。起債の目的は田浦地区簡易水道改修事業で、限度額8,480万円、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。なお、10ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 平成26年度施政方針と予算大綱説明

○議長（藤井公明君） 日程第7「平成26年度施政方針と予算大綱説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 平成26年第1回芦北町議会定例会の開催にあたり、町政運営の基本的な考え方と予算の大綱について御説明申し上げます。

本町では、来年1月1日に合併10周年を迎えることとなります。合併後の施策を振り返りながら、新たな芦北町総合計画を策定し、さらなる町民生活の質の向上を図るため、行政改革の継続と中長期的な視点に立った健全財政、効率的・重点的な事業展開に努める年となります。

さて、政権交代後の国内情勢を見ますと、安倍総理大臣が打ち出したアベノミクス政策による株価上昇や、4月からの消費税増税による駆け込み消費により、景気動向はわずかに上向いてはいるものの、地方経済への波及は未だ不十分なものとなっております。また、消費税増税後の消費の落ち込みによる経済への悪影響、貿易赤字の悪化・エネルギー問題等、懸念材料が多く、政府が提唱する経済好循環の達成は困難な状況にあります。

一方、財政面では、恒常的な債務超過状態からの脱却にめどが立たず、増え続ける社会保障費対策やエネルギー対策など、今後の財政環境はさらに厳しくなることが予想されます。

まず、予算編成、規模について申し上げます。

平成26年度予算編成におきましては、総合計画の基本理念である「個性の光る活力あるまちづくり」を実現するため、「みんなが安全で安心して暮らせる環境づくり」を柱として、行政コストの削減及び効率化や国・県の補助事業等を活用し、持続可能な財政運営を基本に町民の生活に直結する事業には、重点的かつ効果的に財源を投入するなど、積極的な事業展開を図ることといたしました。

また、合併10周年を控え、記念式典のほか各種記念イベントを計画しております。その結果、平成26年度一般会計予算総額は99億3,700万円となり、前年度当初予算に比べ3,900万円、0.4%の伸びとなっております。

歳入の主なものについて申し上げます。町税につきましては、個人・法人の町民税が減少傾向にあり、総額15億1,166万8,000円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、43億5,600万円を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の支給に伴い、8億1,022万9,000円の計上となっております。

繰入金は、各種社会資本整備の経費に充てるため、3億1,736万円を措置しております。

町債は、普通交付税の振替分である臨時財政対策債や、後年の財政運営に備えるための合併特例債を活用したまちづくり振興基金への積立金を含み、10億8,791万円を措置しております。

歳出につきましては、人件費が職員数の減や共済負担率の変更などにより、前年度から2,971万2,000円の減となっております。

扶助費につきましては、児童手当などの減により14億9,333万5,000円となっております。

投資的経費につきましては、地域や住民の課題、要望に効率的に対応すべく計画的、効果的な予算措置となるよう精査と検討を加え、総額11億9,221万8,000円の予算を措置いたしました。

以下、平成26年度当初予算に盛り込みました主な施策について、総合計画に決めました6つの柱ごとに概要を申し上げます。

第1は、「魅力的な地域づくり」についてであります。

まちづくりの主役は人であり、地域づくり、スポーツ・文化、交流活動等に意欲的に活動するまちづくり団体に対し支援を行うとともに、まちづくりを支える人材育成を図ってまいります。

生涯学習の充実では、町民講座や平成生き生き大学、音楽祭等を開催し、参加者の自己研鑽と生きがいのづくりの一助となる学習環境の整備に努めてまいります。

また、心豊かな子どもたちを育む学習の場を提供するために、子ども講座、子ども体験学習、演奏家派遣事業を開催するとともに、放課後子ども教室等各種事業の展開を図ってまいります。

星野富弘美術館は、心の教育施設として星野作品の素晴らしさを多くの人々に伝える定期的企画展及び同様の作品を制作参加する公募展を引き続き開催します。訪れる度に新たな感動がある美術館として、リピーターの増加に努めます。

次に、みんなが主役のまちづくりに関しましては、引き続きまちづくり支援事業を実施し、町民の手による活力ある地域づくりを推進するとともに、花苗等配布により町民の心を和ませる、美しいまちづくりを推進してまいります。

町の情報発信については、引き続き広報あしきたやまちだより、ホームページなどを活用した情報提供に努め、多くの町民に町政への関心をもってもらえるよう、内容の充実を図ります。また、パブリックコメント（町民意見の募集）制度を活用し、広く町民の意見を求めることにより、町民との協働のまちづくりを推進してまいります。

男女共同参画事業については、第2次芦北町男女共同参画計画に基づき、男女が対等なパートナーとして支え合う社会を実現できるよう、その推進を図ってまいります。

第2に、「人にやさしい快適なまちづくり」についてであります。

保健事業につきましては、保健センターを拠点として全町的な健康づくりを推進し、健康づくりの最終目標を「生涯現役・健康寿命の延伸」と位置づけて、その実現に町民の意見を反映させるべく、町民各層からなるプロジェクト部会において検討を進めてまいります。

また、「歯の健康づくり」につきましては、4歳児から中学生までの約1,600人を対象とした、むし歯予防に資するフッ素洗口実施体制を確立すべく、管内小中学校での完全実施に取り組んでまいります。

次に、子どものインフルエンザ、妊婦・胎児を守るための風しんワクチン、生活習慣病の早期予防のための40歳検診については、引き続き無料化を実施してまいります。

女島活力推進センターの後背地に整備された環境学習公園は、センターと一体で水俣病の情報発信と地域のもやい直し・環境学習等の活動拠点として4月から供用を開始し、利用の促進を図ってまいります。

また、センターを拠点として、水俣病被害者や地域の一般高齢者の方々が、地域の中で安心して在宅生活を営むことができるよう、芦北町社会福祉協議会と連携し水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業を展開してまいります。

高齢者福祉については、高齢者の生きがいと健康づくりのための支援を行ってまいります。

障害者福祉につきましては、より充実した福祉サービスを提供するため次期計画等を策定いたします。また、障害者に対する理解を深めるための啓発等に引き続き取り組み、障害者の社会参加、就労支援を図ってまいります。

社会福祉につきましては、高齢者等の避難行動要支援者名簿を作成し、発災時の避難支援に繋げるとともに、一人暮らしの高齢者等に対する地域支え合い活動の展開を図ってまいります。

児童福祉につきましては、引き続き18歳までの子ども医療費の一部負担金を無

料化するなど子育て支援を図ってまいります。また、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度に向けて、芦北町子ども・子育て会議での検討を踏まえ、事業計画を策定いたします。

町立保育所につきましては、平成27年4月の民営化に向け、子どもや保護者の不安軽減を図りながら移管事務を進めてまいります。

また、平成26年4月の消費税率引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯への影響を緩和する臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の支給事務を適切に行ってまいります。

防犯体制につきましては、近年、子どもや女性などが被害者となる凶悪事件が全国各地で発生しており、犯罪抑止のため関係機構と連携し、防犯カメラを計画的に設置してまいります。

水防対策につきましては、女島・牛の水地区の排水路の改修及びフラップゲートの設置等を行い、高潮浸水被害の解消を図ります。

消防体制につきましては、常備消防の支援を行うほか水利不足を解消するため、防火水槽2基を設置するなど、施設・設備の充実を図ってまいります。

災害対策につきましては、新たに設立された自主防災組織に対し、防災資機材等の現物支給を行います。また、防災技術の向上と防災意識の高揚を図るため、より実践的な防災訓練を実施し、安全・安心のまちづくりに努めてまいります。

上下水道課では、小規模集落での安定した水の供給に向けて、引き続き飲料水供給施設事業に取り組んでまいります。

生活排水対策につきましては、合併浄化槽設置の推進による公共用水域の水質汚濁防止の取組を行ってまいります。

ごみ処理対策につきましては、家庭における分別の徹底と生ごみ処理機購入や、ごみステーション用ごみ集容器設置への補助を実施するとともに、清掃センターでは分別収集された資源ごみのリサイクルを推進することで、ごみの減量化に努めてまいります。

公営住宅につきましては、公営住宅等長寿命化計画を基本として、計画的な補修・更新等を実施し、効率的かつ適正な維持管理を行ってまいります。

第3に、「生きがいある働き場づくり」についてであります。

芦北町の基幹産業である農林水産業は、従事者の高齢化や担い手不足などがますます顕著になっています。加えて、天候の不順や価格の低迷等で厳しい状況が続いておりますが、一部では新規に施設園芸や漁業に取り組む若者が現れるなど、明るい兆しも出てまいりました。国の農業・農村政策が平成26年度から大きく転換するため、その情報の収集に努めるとともに、「未来につなげる芦北町農林漁業振興

基本条例」の理念を具現化するために、確実な農業振興を行ってまいります。

土地利用型農業につきましては、経営面積の小さい中山間地域における芦北町独自の利用集積事業を継続するとともに、農作業の受託組織育成事業を充実してまいります。また、地域の話し合いを進め、人・農地プランの設定地区の増加を図ります。

新規就農支援については、人・農地プランの設定を進め、就農支援交付金の活用を図るとともに、住家の確保の観点から、空き家調査を開始します。

「強い農業をつくる」という国の政策の柱となっている6次産業化の取組については、JA等の組織に対して支援を行ってまいります。

町の特産品である果樹につきましては、老朽化ハウスの修繕や傾斜地果樹園の維持策を新たに開始します。併せて、優良品種の改植事業、施設化及び付加価値販売等への支援なども継続してまいります。

畜産につきましては、従来同様に、あしきた牛銘柄確立を積極的に図ってまいります。

鳥獣被害対策や耕作放棄解消対策については、国県の制度活用や協議会の活動などを通して、ハード、ソフトの両面から積極的に取り組みます。

林業につきましては、新たな森林整備計画に対応するため、森林組合を中心に体制を整え、集約化施策の推進を図ってまいります。また、木造住宅支援事業や林道舗装事業など、町独自の施策も継続してまいります。

漁業につきましては、新生「芦北町漁協」が順調に運営されるよう、積極的に支援してまいります。その他、クマモトオイスターの陸上養殖や、マガキについても産地化に向けて取り組んでまいります。

牛の水漁港改修工事は、平成25年度中に面的工事がほぼ完成しますが、平成26年度は漁獲物の加工施設について検討を進めてまいります。

なお、田浦漁港につきましては、施設延命化を図るため、基盤機能保全工事に着手します。

農業農村整備関係につきましては、国が行う新たな政策を注視し、適切な事業を選択してまいります。併せて、次期中山間地域総合整備事業は、国への採択申請に向けて取り組みます。

農道、林道及び用排水路の舗装改良等につきましては、町単独の予算を措置し、引き続き住民の要望に応じてまいります。

農業施設につきましては、老朽化した多目的研修センターの外壁補修工事を実施します。

農業委員会につきましては、適正な組織運営に努めるとともに、農地制度の周知、

耕作放棄地対策、担い手への農地利用集積の促進などに取り組みます。

次に、商工業振興事業につきましては、新たに設備投資資金利子補給制度、特産品開発支援補助金制度を創設するとともに、小売業等店舗整備支援補助金を引き続き措置いたしました。また、4月からの消費税率引き上げに伴う消費活動の縮小を考慮し、プレミアム付商品券発行補助金の増額を図り、消費者支援と商工業者の育成・強化を図ってまいります。

新たな特産品づくりにつきましては、御立岬温泉塩を活用した新たな商品化に引き続き取り組むとともに、町内外企業とも連携しながら、商品開発と販路開拓を図ってまいります。

企業誘致については、引き続き関係機関と連携しながら誘致活動を進めてまいります。

メガソーラー導入につきましては、新たに御立岬残土処理場への設置業者が決定し、26年度早期の運転開始となるよう、設置業者と連携し進捗を図ってまいります。

観光振興事業につきましては、関係機関と連携を図りながら、多くの観光資源を積極的にPRし、町の魅力を町内外に発信してまいります。また、新たな観光資源開発として地引網体験メニュー化調査を実施するとともに、計石小学校跡地の有効活用となる基本設計を行ってまいります。

本町の観光の顔である観光うたせ船につきましては、サービスの向上を図るとともに、担い手確保に向けた取組を行ってまいります。

観光イベントにつきましては、御立岬ビーチサッカークフェスティバルやビーチバレーinくまもと大会、芦北うたせマラソン大会など、町を代表するイベントを引き続き開催し、交流人口の増加を図ってまいります。

芦北海浜総合公園、御立岬公園及び御立岬温泉センターにつきましては、利用者の安全・安心な施設使用のため適正な維持管理に努めるとともに、引き続き施設運営の強化を図り、増客に向けた取組を行ってまいります。

第4に、「心の豊かな心の人づくり」についてであります。

古きを学び知り、生きる力を培い、新しきを創るという芦北町教育理念「温故創新」のもと、徳育を根底に、論語の素読や武道（空手道）の指導を通して、子どもたちの礼節を重んじる心と態度の醸成につなげてまいります。

学校教育の学習環境の整備・充実につきましては、小・中学校の一般教室へ空調設備を完備し、学習環境を整えるとともに、液晶テレビ型デジタル黒板の購入費を計上し、学力向上対策に取り組んでまいります。

施設の管理につきましては、防犯カメラを大野小学校、内野小学校、芦北幼稚園

に設置するとともに、校舎、体育館等の適切な修繕を行い、安全・安心な環境整備に取り組んでまいります。

また、いじめ・不登校問題等に対処するため、引き続き不登校対策支援員や心の教室相談員を配置し、その防止と解消に取り組んでまいります。さらに、特別支援教育においても、支援員を配置し、学校生活や学習上の困難を改善、克服する手だての充実を図ってまいります。

学校給食におきましては、衛生的な学校給食センターの運営を行い、安全・安心な給食を安定して提供するとともに、個々に応じたアレルギー対応の給食と地産地消にも積極的に取り組んでまいります。

スポーツの振興につきましては、総合型地域スポーツクラブ等の支援や青少年体育クラブ及び全国大会出場者等に補助金を交付し、競技力の向上と生涯スポーツの振興を図るとともに、サッカー、バレーボールなどの交流イベント事業を開催し、各体育施設の利用促進・連携及び交流人口の増加を図ってまいります。

文化振興につきましては、日頃の文化活動の発表の場、文化にふれる場として文化祭を開催するとともに、九州大会以上の出場者に文化振興事業補助金を交付するなど、文化振興を促進してまいります。

佐敷城跡観月会につきましては、引き続き開催し、我が国固有の伝統文化を尊重する豊かな感性を育ててまいります。

また、創隊10周年を迎えた葦北鉄砲隊主催の火縄銃サミットに補助を行い、伝統文化の交流を図り、本町の歴史・文化を広く全国・海外へむけて発信してまいります。

文化財の保存・調査につきましては、佐敷城跡をはじめとして町内文化財の適正な保存管理に努めるとともに「佐敷東の城跡」の調査についても効率的な調査方法及び調査期間について引き続き検討してまいります。

国際交流につきましては、芦北町国際交流協会と連携し、国際交流まつりなどのイベント開催や韓国語講座を始めとする各種講座開催などを実施していくとともに、「カンボジアに学校を贈る運動」に代表される国際協力・貢献事業を促進してまいります。

英国派遣事業につきましては、昨年より中高生を派遣対象者としており、充実した研修となるよう現地アレンジャーと連携し、更なる国際化の推進力となる人材育成を図ってまいります。

第5に、「生活を支える基盤づくり」についてであります。

交通ネットワークの整備については、佐敷駅周辺の渋滞緩和と安全性確保のため、社会資本整備総合交付金を活用し、町道射場芦北線改良に係る用地交渉を実施して

まいります。また、小田浦地区・町道宮浦線の拡幅を行い、国道と広域農道との連絡強化と地域住民の利便性の向上を図ります。その他の町道についても、改良・維持補修等の計画的な整備により、安全な交通の確保を図ります。

県道関係については、改良工事に係る負担金を措置するとともに、引き続き県に対し、二見田浦線等の未改良区間の早期実施を要望してまいります。

環境保全対策につきましては、ごみの不法投棄撲滅に向け、環境衛生巡視員による巡回監視を強化し、回収作業や看板設置、広報等による周知を徹底するとともに、住宅用太陽光発電システム設置費補助や、グリーンカーテンコンテスト等の取組により、環境意識の啓発に努めてまいります。

水俣病相談窓口事業は、本年度も相談窓口を設置し、水俣病認定患者、被害者の皆様の各種相談に対し丁寧に対応するとともに、水俣病に対する本町独自の情報発信事業である「うたせ船で水俣病を学ぶ講座」を実施します。

公共交通機関の維持に関しては、路線バス維持対策とともに、ふれあいツクールバスにより4路線を引き続き運行し、交通弱者の移動手段の確保に努めてまいります。

肥薩おれんじ鉄道は、厳しい経営状態が続いておりますが、今後も沿線自治体や関係機関と連携し、観光列車の運行や交流人口の増加につながるイベント開催等への支援を通して利用促進を図ってまいります。

第6に、「効率的な行政組織づくり」についてであります。

第2期行政改革大綱に基づき、行政組織全体の見直しと定員の適正化に努めるなど、今後とも行財政改革を推進してまいります。

人事評価制度につきましては、引き続き職員の意識改革や職場の活性化を図り、人材育成及び適切な人事管理に努めてまいります。

また、芦北町人材育成基本方針に基づき、各業務に関する研修等に加え、新たな研修も取り入れながら、引き続き職員の資質向上に努めてまいります。

税務関係につきましては、地籍調査測量工程の終了に伴い、認証事務のほか、過年度の異動修正等を行い、平成27年度からの固定資産税の新地積による課税に向けた準備を進めてまいります。

戸籍・住民基本台帳・年金等の窓口業務につきましては、特に接遇力を高めるとともに、個人情報の保護に留意しながら適正な事務処理に努め、サービス向上を図ってまいります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、35億1,760万円を措置しました。前年度に引き続き、保健センターと連携して芦北町国保健康づくり推進事業を実施し、

重症化防止に努めるとともに国保財政の健全な運営の実現に取り組んでまいります。

吉尾温泉診療所につきましては、5,290万円を措置しました。診療体制については、へき地支援機構との連携により、週3回診療を確保するとともに、常勤医師の確保に向けた取組を行ってまいります。

介護保険事業につきましては、20億8,270万円を措置しました。

第5期介護保険事業計画に沿って、適正な介護保険事業を運営し、健康づくりや認知症ケアの推進等に積極的に取り組むとともに、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画の策定にも取り組みます。

また、介護予防を推進するため地域支援事業を実施し、お年寄りが自立した生活を送れるよう積極的に支援し、要介護及び要支援状態の軽減と予防を図ってまいります。

簡易水道事業につきましては、7,320万円を措置し、安全かつ安定的な水道水の供給に努めるとともに、水道会計との経営統合へ向けて取り組んでまいります。

農業集落排水事業は、伏木地区の施設改修費を含め2億3,510万円を措置して、施設の計画的な修繕と繋ぎ込み促進を図り、水質汚濁の防止と生活環境の向上に努めます。

生活排水処理事業につきましては、維持管理費として5,600万円を措置しました。合併浄化槽からの放流水の状態に応じた効率的な管理を行い、引き続き経費削減に努めてまいります。

町有温泉事業につきましては、9,670万円を措置しました。

湯浦温泉センターにつきましては、新たな施設として生まれ変わり、地域住民に親しまれるサービスの提供に努めます。

また、計石温泉センターについては、海底泉源の清掃を行い、温泉供給能力の向上を図り、ヘルシーパーク芦北を含めて利用環境の改善に努めてまいります。

大野温泉センターにつきましては、利用料金制とし、指定管理者の経営努力を期待するとともに、施設の利用環境の向上による増客につながるよう支援してまいります。

奨学資金貸付事業につきましては、3,170万円を措置しました。

後期高齢者医療事業につきましては、2億6,580万円を措置しました。平成26年度も引き続き、健康診査委託事業や人間ドック健診補助を実施し、被保険者の健康保持増進を図るとともに、疾病の早期発見と重症化の防止に努めてまいります。

公営企業会計である水道事業につきましては、3億537万7,000円を措置し、水道水の安全かつ安定的な供給のために、花岡浄水場送水ポンプを更新し、引

き続き老朽配水管の敷設替と併せて耐震化を進めてまいります。

縮めて、一般会計、特別会計及び水道事業会計を合わせた平成26年度の予算総額は、166億5,407万7,000円となっております。

以上、平成26年度の予算大綱を御説明申し上げましたが、国内外ともに厳しくなる社会情勢の中、さらなる町民の融和と芦北町の発展を念頭に、子どもから高齢者まで、安全で安心な暮らしを提供できるよう、質の高い行政サービスに取り組んでまいります。

最後に、今議会は議員各位には任期最後の定例議会となります。これまで本町のまちづくりが順調に進捗してまいりましたのも、議員各位の御指導、御協力があったればこそと、この場を借りて深く感謝を申し上げます。

今後、再出馬される予定の皆様には、再選目指して奮闘されんことを祈念申し上げます。説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 町長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時21分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 平成26年度芦北町一般会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第 6号 | 平成26年度芦北町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第 7号 | 平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第 8号 | 平成26年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第 9号 | 平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第10号 | 平成26年度芦北町有温泉事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第11号 | 平成26年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第12号 | 平成26年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第13号 | 平成26年度芦北町水道事業会計予算 |
| 日程第18 | 議案第14号 | 芦北町職員の修学部分休業に関する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第15号 | 芦北町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第16号 | 芦北町南九州西回り自動車道濁水等被害対策基金条例の |

制定について

○議長（藤井公明君） 日程第8、議案第4号「平成26年度芦北町一般会計予算」から日程第20、議案第16号「芦北町南九州西回り自動車道濁水等被害対策基金条例の制定について」までは、先の議会運営委員会で一括議案とし委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第36条の規定により一括議案とします。

ただいま一括議案としました議案については、先ほどの日程第7「平成26年度施政方針と予算大綱説明」で町長の説明もあり、また先の議会運営委員会において委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は、提案理由の説明を省略するとに決定しました。

これから一括議題の議案に対し質疑を行います。先の議会運営委員会において委員会付託の答申がっておりますので、質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第8、議案第4号から日程第20、議案第16号までは、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告願います。

-----○-----

日程第21 議案第17号 芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第21、議案第17号「芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 議案第17号、芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、人事院規則が改正されたことに伴い、国家公務員の制度に準じた勤務条件を整備するため条例を改正するものです。

主な内容といたしましては、育児及び介護を行う職員の早出遅出制度の導入、結核性疾患による病気休暇の特例を廃止する内容となっております。

具体的な内容といたしましては、近年の少子高齢化や仕事と生活の調和など、職員の仕事や育児、介護を取り巻く事情の変化を踏まえ、育児及び介護を行う職員が働きやすい職場となるよう、1日の勤務時間を変えず、早出遅出が可能となる制度です。

また、結核性疾患の病気休暇の期間につきましては、これまで特例により1年間としておりましたが、医療の進歩や生活環境の向上という社会情勢の変化を受けて、国や県と同様、一般の私傷病による病気休暇と同じ90日以内とするものです。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第18号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第22、議案第18号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 議案第18号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例が平成25年4月1日に施行されたことに伴うもので、これまで本町の給与制度は国や県の給与制度を参考として、必要な措置を講じていることから、県の改正と同様の改正を行うものです。

主な内容といたしましては、1時間当たりの給与額を算出する際の計算式を県と同様のものに変更する内容となっております。具体的な内容といたしましては、1時間当たりの給与額を算出する際の計差式にある1年間の総労働時間数を算出する際、祝日や年末年始の休暇時間を減じて求めるよう改正するものです。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第19号 芦北町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（藤井公明君） 日程第23、議案第19号「芦北町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 議案第19号、芦北町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、消費税法の改正により、消費税率及び地方消費税率が5%から

8%に引き上げられることに伴い改正するものです。

改正内容といたしましては、行政財産使用料条例の算定基準の率を「100分の105」から「100分の108」に改めるものです。行政財産使用料は電柱等が主なものになります。

なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものです。

提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第20号 芦北町女島活力推進センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第24、議案第20号「芦北町女島活力推進センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 芦北町女島活力推進センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

芦北町女島活力推進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定することといたします。

別表第1中、厨房と備考欄の間に、環境学習公園のグラウンド、全面につきましての使用料を追加するものでございます。環境学習公園完成に伴い、芦北町女島活力推進センターと一体で運営するため、条例を改正する必要があります。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 毎日、現場を通ってから通勤しておりますけれども、ゆめもやいセンターの完成に伴い、隣接する土地に公園設備等を造っていただくということで、ほぼ完成中であります。地元として非常に有難く感じております。お礼を申し上げますが、町長の施政方針の中にもふれられておりますが、1月の27日でしたかね、工事の進捗状況を説明をいただきました。現場の施工担当者と地元の開発委員会の方々といたんですけれども、4月1日からの施行、これを使っていいようになっておりますけれども、はっきり言って使えない状況でありますね。それは要するに花公園の場所は玉石等が非常に多くて、花を植えられる状況ではないという。上に表土なり置かないと駄目なんです。そして、グラウンドのほうははっきり言って整地をただけであって、そこでグラウンドゴルフとかをするのには非常に不適切であると、また子どもたちが例えばそこで遊ぶとか、花の時期に桜も、小さい桜の木ですけれども、ありますけれども、そこで弁当を開いたりするのも不可能ではありませんけれども、芝を植えることを計画しないとできないというふうに見解をしておったんですけれども、補正予算に出ていないし、当初予算にも出ていないようでございますが、どんな計画で今後なるのか。はっきり言って、今、完成といってもですね、予算が完成しただけであって、利用するのに完成ということでは、私はないと理解しておりますが、担当課、また町長、私の質疑を聞きまして、それは早期に予算ば付けてやれとか。何かひとつ見解をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） お答えいたします。

先般、現場でございますね、御説明申し上げましたけれども、何分、事業実施にあたりましては、財源がどうしてもいろいろ工面しなくちゃならんということで、今回は国の、あるいは県の助成金等を活用いたしまして事業を施行しております。当初、町が要望した部分の事業費に伴うところの助成金を今回は、そこまでの額をいただけなかったというようなことで、その範囲内でできるだけ精一杯の工事を現在施工しております。なお、花公園部分のですね、土につきましては、工事業者、あるいは建設を打ち合わせてですね、できるだけそれにふさわしい土にするようにとか、あるいはグラウンド面の仕上げにつきましても、芝生化までは残念ながら予算上できませんけれども、通常のグラウンドゴルフ等を楽しむ、活用する施工の仕上げをちゃんとしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思

います。

なお、今後の追加工事等につきましてははですね、国・県とも打ち合わせまして、そこら付近の可能性をさぐってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしく申し上げます。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 先般、私も見に行きました。おっしゃるとおりでありまして。推進センターと一体となったですね、活用をやっぱりするべきだなと思ひますし、特に運用につきましては、地元の方々と協議を進めながらですね、より望ましい方向に整備を進めてまいりたいと思ひます。課長が心配しております予算につきましては、私も中央で獲得に頑張つてまいりますので御理解をいただいておりますと思ひます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私のちょっと提案ですけれども、予算については町長の御尽力をいただきましてですね、早くそういう環境整備をしてもらえればと思ひますが、花公園につきましてははですね、これ、この活力センターの契約者が管理するわけですが、一つの方法としてですね、女島地区に公民館がありますので、行政区で3つに分けたり、花公園の募集ですね。分けをして、例えば企業に貸すとか、企業が管理するとか、そういう方法もあるわけですよ。ほかのところも見てきましたら、そうしてあります。だから、自主的に安い、もう経費も要らない状況で、春、秋の花なんかを自主的に植え替える。町としてもまた行政区でもできるというふうに思ひますので、そういう方法をですね、助言をしていただけるように、この場で申し上げておきたいと思ひます。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑ありませんか。前田君。

○8番（前田徹一君） ちょっと関連しておりますけれども、所管が違いますので、ちょっとこの場で私も要望したいと思ひますけれども、今、健康維持のために結構グラウンドゴルフは盛んになっておりますよね。その関係で1回利用料がいくらとかなっておりますけど、これは温泉の利用なんかは3か月にちょっと割引していくらかあるじゃないですか。こういうのをこのグラウンドの利用の料金をですね、そういうふうに関後、条例化しておりますけれども、そういうふうに変えたらいいなというふうに関思ひましたので、是非そのへんを検討をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） これは、答弁はこれについては求めません。委員会もこの後開かれますので、委員会の席上でですね、そういう要望はしていただきたいというふうに思ひます。直接、この条例とは関係ありませんので。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第21号 芦北町ひとり親等家庭医療費助成に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第25、議案第21号「芦北町ひとり親等家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 議案第21号、芦北町ひとり親等家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、第2条の定義におきまして、第2項で定めるひとり親等家庭の定義に出てくる「父母」については、「養父母を含む」ことを明確に定めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要領の施行日に合わせて、平成26年1月1日から適用することとしております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第22号 芦北町地域支援事業等負担金徴収条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第26、議案第22号「芦北町地域支援事業等負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 議案第22号、芦北町地域支援事業等負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、在宅の一人暮らし高齢者等で、介護認定被該当者を対象として家事援助を行い、在宅での生活を支援する芦北町軽度生活援助事業及び在宅で調理が困難な高齢者に対し、食事の提供と安否確認を行う芦北町食の自立支援事業の利用者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、軽度生活援助事業につきまして、同様のサービスを提供しております介護保険訪問介護等委託料に大きな乖離が見られ、本事業委託先の事業運営に支障が出ていることから、委託料を見直し、併せて利用者負担金につきましても公平性を確保する観点から、均衡を図り、負担割合を同率の10%として、1時間以内の負担金を「100円」から「200円」に改正するものでございます。

また、1時間30分以内のサービスにつきましては、委託事業所において生活援助の時間区分が見直され、実質60分以上のサービス提供が行われなくなっている現状を踏まえ、今回廃止するものでございます。

次に、食の自立支援事業につきましては、今回、委託先全事業所の1食当たり経費調査を行いましたところ、現在の委託料では採算がとれず、事業運営に支障が出ている状況が見受けられましたので、栄養バランスのとれた食事の提供と、本事業委託先における安定した事業運営の観点から、消費税率引き上げにも考慮して、1食当たりの委託料を見直すとともに、利用者負担金についても事業実施要綱の規

定に基づき実費相当額として、現在の1食300円から370円に改正するものでございます。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 議案第23号 芦北町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（藤井公明君） 日程第27、議案第23号「芦北町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 議案第23号、芦北町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、町内に新設または増設される工場等で、固定資産税の課税免除となる工場等の指定に、新たに旅館業を追加するために行うもので、併せて各条における定義の明文化を図っております。

第1条で「工場等」の表記を「工場、健康保養施設、観光施設、運輸業施設」と改め、第2条の各号に新設、増設、投下固定資産総額、常時雇用の定義を新たに加えております。

工場等の指定を行う第3条第1項に、新たに旅館業を加え、固定資産税の課税

免除の対象となるよう改正を行っております。

第3条第1項の改正に伴い、免除規定である第4条第1項の条文を整備しております。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

なお、提案理由は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第28 議案第24号 芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第28、議案第24号「芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。江上上下水道課長。

○上下水道課長（江上 繁君） 議案第24号、芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、消費税法等の改正により、消費税率及び地方消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い改正するもので、改正内容といたしましては、使用料について増税相当分の増額を行うものです。

なお、附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第29 議案第25号 芦北町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第29、議案第25号「芦北町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。江上上下水道課長。

○上下水道課長（江上 繁君） 議案第25号、芦北町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、消費税法等の改正により、消費税率及び地方消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い改正するもので、改正内容といたしましては、基本料金及び従量制について増税相当分の増額を行うものです。

なお、附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第30 議案第26号 芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第30、議案第26号「芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。江上上下水道課長。

○上下水道課長（江上 繁君） 議案第26号、芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、消費税法等の改正により、消費税率及び地方消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い改正するもので、改正内容といたしましては、加入金、基本料金及び超過料金について増税相当分の増額を行うものです。

なお、附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、原案のと

おり可決されました。

-----○-----

日程第 3 1 議案第 2 7 号 芦北町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第 3 1、議案第 2 7 号「芦北町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。江上上下水道課長。

○上下水道課長（江上 繁君） 議案第 2 7 号、芦北町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、消費税法等の改正により、消費税率及び地方消費税率が 5 % から 8 % に引き上げられることに伴い改正するもので、改正内容といたしましては、加入金、基本料金及び超過料金について増税相当分の増額を行うものです。

なお、附則としまして、この条例は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行することとしております。

提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 7 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 7 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 3 2 議案第 2 8 号 芦北町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第 3 2、議案第 2 8 号「芦北町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。藤井生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤井哲郎君） 議案第28号、芦北町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、社会教育法の改正によりまして、これまで同法で規定されておりました社会教育委員の委嘱に関する規定が条例で定めることとされましたので、その一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、条例第2条の見出し中「定数」を「委員の委嘱の基準等」に改め、同条第1項に「委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員が委嘱する。」という条文を追加し、同条第1項を第2項に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第33 議案第29号 芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第33、議案第29号「芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。藤井生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤井哲郎君） 議案第29号、芦北町体育施設条例の一部を改正する

条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、平成26年4月1日に、佐敷中学校と大野中学校が統合されることに伴い、大野中学校体育館及び運動場を体育施設として管理することになるため、別表第1を改正するものでございます。

改正内容につきましては、条例第2条、別表第1中の「芦北町営計石運動場」の次に、「芦北町立大野体育館、芦北町大字市野瀬6番地1」及び「芦北町営大野運動場、同じく芦北町大字市野瀬6番地1」を追加し、「芦北町立大野中学校体育館」及び「運動場」の項を削るものです。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第34 議案第30号 芦北町御立岬残土処理場条例を廃止する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第34、議案第30号「芦北町御立岬残土処理場条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 議案第30号、芦北町御立岬残土処理場条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、町内で発生する土砂の適正な処理を推進することにより、町民の生

活環境を保全し、併せて御立岬公園用地の有効活用を図ることを目的として制定した条例でございますが、平成25年度をもって埋立土量が計画高に達し、今後、対外的な土砂の受入れを行わないことから条例を廃止するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第35 議案第31号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（藤井公明君） 日程第35、議案第31号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 議案第31号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について御説明申し上げます。

本組合の構成団体である高遊原南消防組合は、平成26年3月31日をもって解散し、同日限りで熊本県市町村総合事務組合から脱退するため、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部を改正するものであります。

一部事務組合の組織事務及び規約の変更については、地方自治法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を得る必要がありますので、本案を提出するものです。

提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第36 議案第32号 町道の路線廃止について

日程第37 議案第33号 町道の路線認定について

○議長（藤井公明君） 日程第36、議案第32号「町道の路線廃止について」から日程第37、議案第33号「町道の路線認定について」までは、先の議会運営委員会の答申を踏まえ、会議規則第36条の規定により一括議題とします。質疑は説明が終了した後、一括して行います。

本案について説明を求めます。山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 議案第32号、町道の路線廃止について及び議案第33号、町道の路線認定について御説明申し上げます。

本路線は、大字大川内の倉本商店前付近を起点とし、津奈木トンネル入り口までを終点とする、いわゆる旧国道であった路線です。

終点がトンネル入り口で認定されていますが、トンネルの入り口から80m中に入ったトンネル内部に津奈木町との町境があり、その部分も芦北町の管理する道路であるため、一旦廃止し、町境までを改めて認定するものです。

新たに認定する路線の延長は3,975mでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから日程第36、議案第32号から、日程第37、議案第33号までを順次討論を行い、採決します。

日程第36、議案第32号「町道の路線廃止について」討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第33号「町道の路線認定について」討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第38 議案第34号 工事請負契約の締結について

○議長（藤井公明君） 日程第38、議案第34号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について説明を求めます。吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 議案第34号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、宮浦川（伏木氏地区）水枯渇対策工事の請負契約締結の承認に関わるものであります。

伏木氏地区を流れる宮浦川においては、南九州西回り自動車道の建設工事の影響で流水が枯渇し、地区内の農業用水の供給に支障を来している状況であるため、

国土交通省からの補償金にてその対策工事を行います。

- 1 契約の目的 宮浦川（伏木氏地区）水枯渇対策工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 1億1,847万6,000円
- 4 契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字花岡813番地
矢野・馬場 特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 矢野組
代表取締役 矢野 徹

工期につきましては、本契約締結の翌日から平成26年12月26日までとしております。

次に、入札の経緯について申し上げます。本工事の内容、規模及び工期内の確実な施工のためには共同企業体方式が、またその組み合わせについては町内業者同士による編成で可能であると判断し、第1グループに町内土木業者Aランク13社を、第2グループにはBランク9社と、Cランクの上位4社を選定しました。

入札は2月14日に執行し、仮契約を2月17日に行っています。

入札の結果について申し上げます。順不同、また金額については消費税抜きで申し上げます。木崎・小林特定建設工事共同企業体1億1,000万円、新成・吉田特定建設工事共同企業体1億1,110万円、矢野・馬場特定建設工事共同企業体1億970万円、横山・藤井特定建設工事共同企業体1億1,100万円、フクマツ・浪本特定建設工事共同企業体1億1,000万円、橋本・下田特定建設工事共同企業体1億1,030万円、中村・山崎特定建設工事共同企業体1億1,080万円、松下・リュウショウ特定建設工事共同企業体1億990万円、泉・藤井特定建設工事共同企業体1億1,100万円、橘新・前島特定建設工事共同企業体1億1,050万円、平松・新光特定建設工事共同企業体1億1,000万円、佐藤・楯特定建設工事共同企業体1億1,020万円、岡部・山川特定建設工事共同企業体1億1,060万円。以上の結果、矢野・馬場特定建設工事共同企業体1億970万円の落札でありました。

予定価格に対する落札率は98.01%であり、消費税込みの金額は1億1,847万6,000円でございます。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） これは自動車道の建設に伴う枯渇ということで、全額国のお金

ですか。

○議長（藤井公明君） 吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） そのとおりです。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第39 議案第35号 工事請負契約の締結について

○議長（藤井公明君） 日程第39、議案第35号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について説明を求めます。吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 議案第35号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、河原川・葉山川（小田浦地区）水枯渇対策工事の請負契約締結の承認に関わるものであります。

小田浦地区を流れる河原川及び葉山川においては、南九州西回り自動車道の建設工事の影響で流水が枯渇し、地区内の農業用水の供給に支障を来している状況であるため、国土交通省からの補償金にてその対策工事を行います。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 河原川・葉山川（小田浦地区）水枯渇対策工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 5,821万2,000円 |
| 4 契約の相手方 | 熊本県葦北郡芦北町大字田浦735番地1
平松・新光 特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 平松建設
代表取締役 平松 久 |

工期につきましては、本契約締結の翌日から平成26年12月26日までとしております。

次に、入札の経緯について申し上げます。本工事の内容、規模及び工期内での確実な施工のためには共同企業体方式が、またその組み合わせについては町内業者同士による編成で可能であると判断し、第1グループに町内土木業者Aランク13社を、第2グループにはBランク9社と、Cランクの上位4社を選定しました。

入札は2月14日に執行し、仮契約を2月17日に行っています。

入札の結果について申し上げます。順不同、また金額については消費税抜きで申し上げます。松下・リュウショウ特定建設工事共同企業体5,420万円、平松・新光特定建設工事共同企業体5,390万円、木崎・梶特定建設工事共同企業体5,435万円、新成・馬場特定建設工事共同企業体5,450万円、矢野・前島特定建設工事共同企業体5,440万円、横山・藤井特定建設工事共同企業体5,425万円、フクマツ・藤井特定建設工事共同企業体5,400万円、橋本・山崎特定建設工事共同企業体5,415万円、中村・下田特定建設工事共同企業体5,410万円、泉・山川特定建設工事共同企業体5,425万円、橋新・浪本特定建設工事共同企業体5,430万円、佐藤・小林特定建設工事共同企業体5,430万円、岡部・吉田特定建設工事共同企業体5,450万円。以上の結果、平松・新光特定建設工事共同企業体5,390万円の落札でありました。

予定価格に対する落札率は98.62%であり、消費税込みの金額は5,821万2,000円でございます。

なお、提案理由につきましては記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 先ほどと同じですが、伏木氏地区の町長及び担当課の相当な努力で全額国からということで、この同じ質問ですが、小田浦のこれも100%国からだと思うんですけど。

○議長（藤井公明君） 吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 100%でございます。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（藤井公明君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後0時09分

平成26年第1回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年3月13日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

日程第1 一般質問

(散 会)

2 出席議員（15人）

1番 坂 本 登 君	2番 林 田 燿 宏 君
3番 宮 内 道 則 君	4番 寺 本 順 一 君
5番 古 村 逸 男 君	6番 白 坂 康 浩 君
7番 草 野 安 道 君	8番 前 田 徹 一 君
9番 元 山 秀 志 君	10番 宮 尾 秀 行 君
12番 川 尻 成 美 君	13番 水 口 宣 之 君
14番 岡 部 恵美子 君	15番 寺 本 修 一 君
16番 藤 井 公 明 君	

3 欠席議員（1名）

11番 平 松 洋 一 君

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教育委員長 澁 谷 百 鍊 君	教 育 長 竹 浦 裕 道 君
総務課長 吉 田 茂 君	企画財政課長 寺 川 健 一 君
税務課長 早 川 純 一 君	住民生活課長 楠 原 清 照 君
福祉課長 宮 下 祐 一 君	農林水産課長 柳 田 豊 彦 君
商工観光課長 山 元 信 作 君	建 設 課 長 山 口 純 志 君
上下水道課長 江 上 繁 君	会計管理者兼 会 計 室 長 園 川 民 夫 君
田浦基幹支所長 野 口 博 司 君	教 育 課 長 本 山 昭 君
生涯学習課長 藤 井 哲 郎 君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長 鶴 山 秀 生 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 下 田 研 君 次 長（主幹） 福 田 貴 司 君

平成26年第1回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 「電源開発」 瀬戸石ダムの水利権許可に伴う問題及び荒瀬ダム撤去に伴う問題について	<p>① 国交省は電源開発の水利権更新に対し、蒲島知事に意見を求めました。知事の回答では、4点の附帯意見をつけましたが、これについて町長の認識をお答えください。</p> <p>② 国交省は、2002年～2013年の11年間で計6回行われた瀬戸石ダム定期検査で、いずれも「A判定」を出している。「A判定」は瀬戸石ダム貯水池及びその周辺の堆積土砂により水害の恐れがあるとされる「安全管理上、重要な問題があり、早急な対応が必要」とされるもので、町民の安全を守るために極めて重要な問題である。町長は、電源開発に対して堆積土砂の除去を町としても求めるべきではないでしょうか。また、国交省に対しても指摘している危険因子を早急に取り除くように電源開発に指導するように要請して欲しいが如何か。</p> <p>③ 今後、県営荒瀬ダム撤去に伴い、球磨川流域では、県からの漁業補償が打ち切られ、その補償などによって独自に行っていた稚アユの放流などができないのではないかとという町民の不安がある。町として県の真意をただしてお答え下さい。</p>	町長及び 担当課長

	<p>また、県はこれまで球磨川全域で稚アユの放流事業を行ってきたが、瀬戸石ダムによってアユの遡上に悪影響があるので、電源開発に対し稚アユの放流事業ができるように申し入れて欲しいが如何か。</p>	
2 介護保険料について	<p>① 高齢化が進むなかで、「介護保険料が高く、負担が重い」と感じている町民の声が多くなっている。町長は町民の切実な声をどのように認識していますか。</p> <p>② 介護保険料は、町民の所得段階により6段階に分け徴収している。この所得段階をもっと増やし、低所得者の保険料負担が少しでも軽くなるようにする考えはないか。</p>	町長及び 担当課長
3 国民健康保険事業と水俣病との関連について	<p>① 水俣病被害者の多発により、町民の中には国民健康保険税が高くなるのではないかという声がある。</p> <p>一人あたりの医療費。一世帯あたりの国民健康保険税はいくらか。(平成24年度分)</p> <p>② 県下各自治体と比較しその順位はどのようになっているか。</p> <p>③ 水俣・葦北郡地域は、水俣病関係各種手帳の保持者も増え、当然医療費も年々増加している。関係自治体では一般住民に国民健康保険税の負担がかからぬよう国、県に働きかけ、国、県から水俣病に係わる特別調整交付金が出され</p>	担当課長

			ている。国民健康保険事業への水俣病認定申請に係る財政負担増加額推移、水俣病に係わる特別調整交付金の推移をお答え下さい。(平成17年度～平成24年度分)	
2	川尻成美	1 本町非正規(嘱託・臨時)職員の雇用実態と問題点について	<p>① 役場における非正規職員の雇用実態をどのように認識し対応しているのか。</p> <p>② 改善すべき点はないのか。</p> <p>③ 町内小中学校の非正規職員の実態をどう把握しているのか。</p> <p>④ 教職員の非正規職員については、県芦北教育事務所への改善・要望等求める必要はないのか。</p>	町長 町長 教育委員長 教育委員長
		2 地方債の見通しについて	今後3年間の元利償還計画と起債借入の見通しを示してほしい。	町長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配布しております議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

平松君から欠席届が出ております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（藤井公明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者は2人です。質問時間は従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限いたします。

それから、一般質問は通告制でありますので、通告者の質問に関連して求める関連質問は許可されません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明解かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、坂本君。

○1番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の坂本登です。

議長の許可をいただきましたので、大枠で3点質問いたします。

質問の前に、未曾有の大災害となった東日本大震災と福島原発事故から3年が経過しました。改めて犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんにお見舞い申し上げます。住まいや仕事を失い、生活再建への展望も見いだせない中でも復興への努力を粘り強く続けておられる被災者の皆さん、自治体の皆さんに心から敬意を表します。

それでは、質問に入ります。私は、4年前、日本共産党の公認候補として初議席を与えていただき、今期最後の定例議会となりました。今回質問するにあたり、7,000世帯にアンケートを配布し、これまで250通を超える回答をいただきました。議員は町民の声を届ける代弁者です。議場での一般質問はその大事な仕事です。町民アンケートに寄せられた町民の意見に基づいて、以下3点政策提案し、質問いたします。

最初に、電源開発、瀬戸石ダムの水利権許可に伴う問題及び荒瀬ダム撤去に伴う問題についてお聞きします。

① 国交省は、電源開発の水利権更新に対し、蒲島知事に意見を求めました。知事の回答では、4点の附帯意見を付けましたが、これについて町長の認識をお答えください。

② 国交省は、2002年から2013年の11年間で計6回行われた瀬戸石ダム定期検査で、いずれもA判定を出しています。A判定は瀬戸石ダム貯水池及びその周辺の堆積土砂により水害の恐れがあるとされる安全管理上重要な問題があり、早急な対応が必要とされるもので、町民の安全を守るために極めて重要な問題です。町長は、電源開発に対して、堆積土砂の除去を町としても求めるべきではないでしょうか。また、国交省に対しても指摘している危険因子を早急に取り除くよう、電源開発に指導するよう要請していただきたいが、いかがでしょうか。

③ 今後、県営荒瀬ダム撤去に伴い、球磨川流域では県からの漁業補償が打ち切られ、その補償などによって独自に行っていた稚アユの放流などができないのではないかと町民の不安があります。町として、県の真意をただしてお答えください。また、県はこれまで、球磨川漁協の行う稚アユの放流事業に対して補償を行ってきたが、瀬戸石ダムによってアユの遡上に悪影響があるので、電源開発に対し、稚アユの放流事業ができるように補償するように申し入れていただきたいが、いかがでしょうか。

2点目の質問に入ります。介護保険料についてお聞きします。

① 高齢化が進む中で、介護保険料が高く、負担が重いと感じている町民の声が多くなっています。町長は、町民の切実な声をどのように認識していらっしゃいますか。

② 介護保険料は、町民の所得段階により6段階に分けて徴収しています。この所得段階をもっと増やし、低所得者の保険料負担が少しでも軽くなるようにするお考えはありませんか。

3点目の質問に入ります。国民健康保険事業と水俣病との関連についてお聞きします。

① 水俣病被害者の多発により、町民の中には国民健康保険税が高くなるのではないかと声があります。1人当たりの医療費、1世帯当たりの国民健康保険税、また1人当たりの国民健康保険税はいくらですか。平成24年度分で結構です。

② 県下各自治体と比較して、その順位はどのようになっていますか、お答えください。

③ 水俣・葦北郡地域は、水俣病関係各種手帳の保持者も増え、当然、医療費も年々増加しています。関係自治体では一般住民に国民健康保険税の負担がかからぬよう国・県に働きかけ、国・県から水俣病に関わる特別調整交付金が出されています。国民健康保険事業への水俣病認定申請に関わる財政負担増加額推移、水俣病に関わる特別調整交付金の推移をお答えください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は、質問席から行います。

○議長（藤井公明君） これより答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 日本共産党、坂本登議員の質問にお答えいたします。

電源開発の水利権更新に対しまして、蒲島知事の回答の中の4点の附帯意見に関してでございます。一つが地域の生活環境・自然環境への配慮について、二つ目が水産振興、流域の農業振興について、三つ目が河川の治水での安全対策について、四つ目が地域からの要望・意見に対する配慮、対応についてであります。これらにつきましては、総合的に配慮された意見として認識をしております。

続きまして、②国交省に対しましては、電源開発に指導するよう既に要請をいたしております。一方、電源開発は国土交通省から指導があったということで、本町へ来町の上、堆積土砂の除去計画など、今後の対応について説明があったところであります。

③につきましては、担当課長から答弁させます。

続きまして、介護保険料についてであります。本町の介護保険料は、現在、熊本県内45市町村の中で安いほうから9番目であるという事実を承知しております。

続きまして、②低所得の皆様の負担軽減につきましては、十分配慮しております。詳細につきましては、担当課長から答弁をさせます。

以上であります。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、私のほうから坂本議員のまず1点目の電源開発、瀬戸石ダムの水利権許可に伴う問題及び荒瀬ダム撤去に伴う問題についての③につきまして御答弁を申し上げます。

補償契約に基づく稚アユの放流事業につきましては、県にお尋ねをいたしましたところ、荒瀬ダム撤去により、平成26年度の工事で、魚の遡上ができるようになることから、翌年度以降につきましては補償金を出すことができなくなるというふうに向っております。また、稚アユの放流事業に係る電源開発への申入れにつきましては、新聞報道でありましたように、電源開発と球磨川漁協が諸問題につきまして話し合いを始めておりますので、今後の動向を見守りたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） お答えいたします。

まず、町民の皆様の切実な声についてでございますけれども、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする第5期介護保険事業計画期間内の第1号被保険者保険料基準額は、平成23年度に実施したニーズ調査等の結果を踏まえまして、月額4,410円に決定させていただいております。

なお、このニーズ調査とは、日常生活圏域ニーズ調査のことでありまして、65歳以上の無作為抽出の対象者数1,000人のうち、857人からの回答があり、回答率は85.7%でございました。この調査において、介護保険料とサービス利用の関係を質問させていただいておりますが、結果は、保険料を上げるべきだが2%、高くなってもやむを得ないが14%、またなるべく上げないでほしいが63%、一方安くしてほしいと答えた方は9%、分からない、その他が12%でございました。私どもといたしましては、このニーズ調査の結果や有識者、住民代表、医療、保健、福祉、各分野の代表15人で構成されます芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画運営調整委員会での議論をまさに町民の皆様の声として受け止めさせていただき、その声を極力尊重した上で、保険料とサービスとのバランスや負担感など、総合的な判断のもとに、現行の保険料額を決定させていただいているところでございます。

次に、低所得者の保険料負担軽減についてでございます。介護保険料は、介護保険法施行令第38条の規定によりまして、原則として所得階層別に6段階の標準割合が設定されております。本町はそのうち第4段階を、特例額3,528円と、基準額4,410円に分割しており、実質的には7段階の所得階層の設定を行い、負担の軽減を図っているところでございます。なお、低所得者に対する更なる負担軽減措置につきましては、私どもといたしましても負担軽減への思いはあるわけでございますけれども、団塊の世代が75歳に突入する2025年問題が大きく横たわっておりますことから、今から介護保険財政の健全化を推進し、この問題に備える必要があり、更なる軽減はなかなか難しいものがございます。お気持ちは十分に理解いたしますけれども、制度安定化の観点も踏まえまして御理解をお願いしたいと思います。また、災害等の場合は芦北町介護保険条例第11条に規定されております減免措置によりまして、別途適切に対応させていただきたいと考えております。

次に、国民健康保険の御質問に対してお答えいたします。資料をお配りしておりますので、御覧いただきたいと思います。まず、平成24年度1人当たりの医療費は、年額47万9,717円、月額3万9,976円です。また、1世帯当たりの国民健康保険税につきましては、年額10万8,143円、月額9,012円でございますが、今回の御質問に対し、これは特別に計算したものでありまして、本来は比較すべき意味はあまりない数字でございます。

また、県内45自治体と比較しますと、1人当たり医療費は熊本県内で高いほうから2番目となっております。また、被保険者1人当たりの国民健康保険税は年額6万1,665円、月額換算5,139円となっております。これは熊本県内で安いほうから2番目の税額となっております。坂本議員、安いほうから2番目ということで

ございますので、どうぞよろしく申し上げます。なお、1世帯当たりの国民健康保険税につきましては、他自治体との比較資料がございませんので、順位は不明です。

次に、水俣病に係る医療費等の財政負担及び特別調整交付金の平成17年度から平成24年度の推移という御質問ですが、まず水俣病に係る統計及び交付金等につきましては、暦年、各年1月から12月で集計をされておりますので御了承願いたいと思います。

また、平成17年から20年までは、老人保健対象者も含まれておりまして、制度が違いますので、現在との比較が困難でございます。したがって、平成21年分から平成24年分を申し上げます。まず、財政負担増加額でございますが、平成21年の水俣病に係る医療費は10億3,909万6,868円です。全体が20億9,459万3,585円ですので、水俣病に係る医療費が全体に占める割合は49.61%です。平成24年の水俣病に係ります医療費は11億6,747万1,913円です。全体が20億9,355万5,293円ですので、全体に占める割合は55.77%と増加しています。平成21年から平成24年にかけての水俣病に係る医療費は12.35%増加しています。また、全体に占める割合も6.16%増加しています。また、水俣病給付費に係る税負担相当額は、平成21年分が2億7,782万4,000円、平成24年分が2億5,487万7,000円となっております。

次に、特別調整交付金でございますが、平成21年分が国・県合わせまして1億8,521万6,000円となっております。平成24年分が2億390万1,000円となっており、医療費の増加に合わせて特別調整交付金も増加しております。

なお、国の交付割合は、平成20年、21年分は、15分の7、46.7%で、平成23年分以降は15分9、60%となっております。県の交付割合につきましては、15分の3、20%から変更はありません。現在、国と県を合わせまして、15分の12、80%の交付割合となっております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） まず、瀬戸石ダムの水利権に伴う問題について、2回目の質問をいたします。4点の附帯意見については、配慮された意見として理解できるというような答弁だったと思います。この知事の意見に、最後に電源開発及び国に求めることということで、生活環境や自然環境、漁業などにダムが与える影響は否定できません。電源開発株式会社と国にはそのことを是非認識していただきたいと思っておりますというふうに、最後に知事はコメントしています。

20年間の水利権の許可が下りたわけです。このダムは、20年、もうやがて6

0年になるダムで、地元の海路地区の人たちに聞きますと、大水のとき、ダムがもう本当に大きく揺れるということで、あと20年、このダムが安全で保てるのかという不安があります。許可が下りたわけですから、やはり地元の町長として、このダムは20年間、安全を保てるのか、そういう環境問題ももちろん含めて、国や電源開発には今後も住民の意見、また町からの意見、公益上の被害を被ることなどについては、積極的にものを申し込みたいと思いますが、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） そのように思っております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） はい。よろしく願いいたします。

それと、電源開発に対して、堆積土砂に対しては要請して、国からの指導もあったと、意見交換もしているという答弁でした。私、2月の24日、この日で電源開発はゲートを締めて、水をためだしたその日です。その日の夕方、現地に行って写真撮ってきました。平谷川、内野木場川、この町管理の支流の河川が、前回の議会でお渡しした写真と全く同じ状況で、何の対策も電源開発はとっていません。そこで、1月18日に日本共産党議員団、国会議員、県議、八代市議、私とで、国交省九州地方整備局に行き、このA判定を下した貯水池及び周辺とは、どこを指すのかというふうに判定基準の範囲を尋ねました。そうすると、字の如く、貯水池、瀬戸石ダムの貯水池だけではなくて、その周辺、例えば道路、その周辺というふうに答えられました。その日に午後、直接その足で電源開発にも申し入れに行きました。私、そのことを電源開発に尋ねました。国が責任を負わせている、責任を、電源開発の責任範囲はどこかと認識していますかというふうに電源開発に尋ねましたところ、電源開発の所長が、「ダムの影響により水がたまっている範囲は全てです」というふうに答えました。そして、私、その範囲は全て電源開発に管理責任があるんですかと念を押しましたところ、「そうです」というふうに答えました。そこで、すぐその日に、私、企画財政課長に電話を入れて、総務課長にも直接、役場のほうに来て、そのことをその日にお伝えをいたしました。それで、平谷川については予算を組むというような建設課長からの答弁も以前ありましたので、それは止めてくれということで、そういう内容でお話をしました。今回はもう水が今、ダム湖にたまっていきますので、今年のまた11月にならないと湖底は見えないので、今から再三ですね、やはり町長の、やっぱり頑張ってください、電源開発にこの平谷川と内野木場川の土砂をやっぱり責任持って撤去するということを強く求めていただきたい。そして、以前、いつしたことがあるのかと電源開発に尋ねたところ、平成

4年に平谷川は一度除去したことがあると言いました。もう22年も前ですよ。だから、もうほとんどやってないのと一緒に、ただその平成4年に取ったということは、自分たちが管理責任があるということを認めているということが証明されるんじゃないかと思います。

それで、この海路小学校、この平谷川周辺の人に聞きますと、もうこれはひどい状態で、もう7mから10mは土砂が堆積しているというふうに地元の方はおっしゃいますので、電源開発としっかり交渉していただいて、今年のダム湖底が見える時期にはですね、やっぱり取ってもらおうと。それと、年度計画、3年に1回は取るとか、5年に1回は取るとかという年度計画も作成してもらおうように強く要請していただきたいと思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） ただいまの御質問につきましてはですね、1月の10日の日に、先ほど町長が御答弁されたように、国土交通省に対しまして、堆積土砂等ですね、撤去につきましては、強く要望いたしております。これを受けまして、1月の15日、電源開発のほうからですね、本町に参られましたので、その際にですね、先ほど坂本議員もおっしゃいましたように、ダム湖のですね、水がたまる部分につきましてはですね、管理責任として電源開発のほうで責任をもって対処しますと、というようなことですね、答弁も受けておりますし、町のほうからですね、そのように対処していただくように強く要望いたしておるところでございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 是非、実行してもらえるようにですね、再度言っていただきたいと思います。

次に、荒瀬ダム撤去に伴う補償問題について、2回目の質問をいたします。県は荒瀬ダム撤去に伴い、アユの遡上の阻害がなくなるということで、翌年度からは予算に入れないという答弁だったと思います。しかし、県は知事自らが「球磨川は宝」というふうに再三おっしゃいます。ダムがなくなったから、もう漁業に対して補償しないというんじゃないくて、球磨川は熊本県の宝という観点から、やはり全額とは言わないでも、宝の川を守るために要請をしていただきたいと思います。それと、電源開発に対しては、瀬戸石ダムで遡上が阻害されるわけですから、強くこの漁業補償については強く求めていただきたいがいかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） これにつきましてはですね、先ほど申し上げましたように、電源開発と球磨川漁協のほうですね、その漁業補償も含めたところですよ。

ね、話し合いを始めておりますので、その動向を見守りたいというふうを考えているところでございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） はい。次に、介護保険について、2回目の質問をいたします。

数字を少し担当課長にお聞きしたいと思います。所得段階の1段階から6段階までの段階ごとの人数と年額、割合をお答えください。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） お答えいたします。

第1段階は、保険料が年額2万6,500円、基準額に対する保険料率が0.5で
ございます。第2段階は、保険料額2万6,500円、これも基準額に対する保険
料率は0.5でございます。第3段階は、保険料年額3万9,700円、基準額に対
する保険料率が0.75でございます。第4段階は、2分割してありまして、特例
第4段階、年額4万2,300円、基準額に対する保険料率は0.8でございます。
第4段階は、基準額年額5万2,900円、これが月額4,410円でございます。
基準額に対する保険料率は、これは1でございます。第5段階、保険料年額6万6,
100円、基準額に対する保険料率1.25、第6段階は7万9,400円、基準額
に対する保険料率は1.5となっております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 人数をお聞きしたんですが、すみません。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 失礼いたしました。

第1段階が52人、第2段階が1,692人、第3段階が1,355人、第4段階
が2,473人、第5段階が1,105人、第6段階は267人、これは第5期の介
護保険事業計画を作成いたしますときの平成23年度の試算の人数の数字でござい
ます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 所得段階の第2段階の方が1,692人、第3段階の人が1,355人、第4段階の人が2,473人、第5段階の人が1,105人ということで、住民税非課税で合計所得金額が80万円以下の人から第5段階、合計所得金額190万円未満の人が多数を占めていることとなります。年金も少なく、介護保険料が高く、生活が大変という町民の思いに正面からこたえていただきたいと思います。現在の介護保険料、所得段階の第6段階は、本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上の人となっております。所得190万円の人と所得3倍の570万円の

人とは同じ年額、年間7万9,400円の介護保険料となります。所得190万円の人と所得5倍の950万円の人と同じ年額7万9,400円の介護保険料となります。さらに、所得10倍の1,900万円の人と同じ年間7万9,400円の介護保険料ということです。累進課税の原則によると、保険料も10倍の79万4,000円の負担となってもおかしくはありません。重税感も所得190万円の人と同じです。国の負担を増やし、国民負担を軽くして、所得の多い人ほど、所得に応じて多くの介護保険料を負担してもらうというのが公平だと私は考えますが、町長はどのようにお考えですか。お答えください。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 介護保険料は第1段階、第2段階の方はですね、基準額保険料の50%、同様に以下先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、これは65歳以上の第1号被保険者が介護給付費総額の21%を保険料として負担することとなっております。低所得者の負担を軽減すればするほど、今度は基準額以上の所得額の方々の負担が重くなる構造となっております。つまり定められた負担割合を超えて減免するということは、その分を税金で補てんするのではなく、他の被保険者に転化するというところにほかならないわけでございます。坂本議員がおっしゃっているとおりですね、高所得のほうに転化されるというふうなことになっております。また、介護保険法第4条では、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとするとうたわれておりまして、所得に応じた保険料を負担していただくことが大原則ということでございます。国におかれましてはですね、昨年の10月1日に閣議決定されておりました消費税率及び地方消費税率の引上げと、それに伴う対応についてという中で、低所得者対策に着実に取り組んでいくと明記されてありまして、第1段階から第3段階までの低所得者に対しましては、公費による負担軽減が国においてですね、考えられておるようでございます。これはまだ県からも説明があっておりませんが、これが制度化されますと、負担軽減につながるものと期待しているところでございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 国に対しても国の負担割合を増やすということも、議会もまた町も要請していかなければならないと考えております。

それでは、国民健康保険事業と水俣病の関連について、2回目の質問をいたします。まず最初に、①と③についてお聞きをいたします。この質問をした理由は、町民アンケートの中に水俣病被害者手帳を交付されている方々が、窓口支払いゼロ、医療費、薬局を含めて多く見かけます。それが医療費増大になり、結局、税負担に跳ね返ってくるのではないのでしょうかという声がありました。水俣病被害者手帳を

持っていらっしゃる方々に対する誤解をなくすために、医療費が高いから国保税が高いわけではない、被害者の方々に安心して治療を受けていただけるように、医療費と国保税の税額、県下の自治体の順位、それに毎年、年2回、被害者、自治体及び町長の再三の国への働きかけ、要請行動によって、水俣病に関わる特別調整交付金が国・県から出ていることを広報あしきたに掲載していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 広報でお知らせしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） よろしくお願ひいたします。

3回目の質問をいたします。今後も水俣病被害者に関わる医療費の国民健康保険町負担分が生じないように、現在の国の負担15分の9を15分の12にするように、これまでどおり粘り強く国と交渉していただきたいと思います。加害者として、国は水俣病被害者及び患者が今後も安心して暮らしていけるように補償し対策することは当然のことです。議会としても意見書を上げなければいけない問題ですが、町長に町民の代表として、引き続き全力で頑張りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この件につきましては、坂本議員もよく御存じでたいへん嬉しく思いました。長い時間をかけて、関係省庁に粘り強く働きかけをこれまで展開してまいりました。その結果、先ほど課長から説明があったとおり、国の特別調整交付金、割合が上がってまいりました。私どもの最終的な要望というのは、100%、国・県で見てくれということでございます。今後も強く働きかけていきたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 被害者地域には何の非もありません。加害者である国が、町長言われたように、100%出すのは当然のことと私も思っております。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

順番が入れ替わりましたが、②について、2回目の質問をいたします。1人当たりの医療費は45自治体中2番目に高いですが、1人当たりの国保税額は45自治体中2番目に安いことを答弁されました。多くの水俣病被害者の治療で医療費が上がり、国保税が高いということではないことが分かりましたが、町民の中には国保税は高く負担は重いという声が聞かれます。なぜでしょうか。熊日新聞、2月25日付け報道によりますと、2011年度、1人当たり芦北町市町村民所得は、前年

度に対し0.5%減の176万5,000円で、45自治体中35番目で、下から10番目です。個人の実収入ではありませんが、つまり低所得者に対して現在の国保税は相当な重税感があると思います。

そこで、私は国保税の引下げを町も検討すべきではないかと考えます。まず、数字をお聞きします。国保税の加入世帯数と加入人数、国保事業財政調整基金の最新の現在高、この2点についてお答えください。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 被保険者数はですね、この資料にも示してありますように、24年で5,459人でございます。世帯数でございますけど、世帯数は3,425世帯でございます。あと、基金残高でございますけれども、平成24年度末で5億618万4,000円でございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。質問事項はこれでいいですが、質問要旨についてはですね、具体的に尋ねる場合はやっぱり数字をですね、報告するように、また答弁するように具体的に書いておきませんと、たまたま資料を持ち合わせておりますから答弁できますけど、かなり時間がかかりますので、質問事項にそのようにうたって、今後いただきたいと思います。坂本君。

○1番（坂本 登君） 今の答弁で明らかなように、国保の財政調整基金が約5億円もあることがはっきりしました。この国保事業財政調整基金の一部を使って、国保税の引下げができないでしょうか。例えば、年1世帯当たり1万円の引下げのためには、約3,000万円あまりの財源があればできます。国保基金の5億円のわずか7%に当たります。1人当たりにしても5,000万円少しの財源で足ることになります。

最後に、町長にお聞きします。国保事業財政調整基金のほんの一部を使って、国保税の引下げを行う考えはありませんか。検討する考えはありませんか。お答えください。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 基金は、それぞれ目的をもっておりまして、国保税を下げるためとか、負担軽減とかという前に、緊急の出動を予測しない財政出動があった場合に対応するというので、これには基金の基準というのもございます、それに則った形で適切に基金を積み上げておるところでございます。なお、国保税につきましては、本町はもうずっと値上げをしておりません。価格変動がその社会的に経済的にありましても据え置くということは、実質の値下げになっておるといふふうに解釈しておるわけでございますが、御指摘の点はですね、十分尊重してまいりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 町長がこれまで値上げせずに頑張ってきたことは重々承知をしております。是非とも検討していただきたいと思います。

最後に、この4年間、町民の小さな声に耳を傾け、議会で取り上げてきました。町長の決断により実現したことも多数あります。また、課長以下、職員の皆さんの迅速な行動で、声を実現したこともあります。今期最後の一般質問のこの場をお借りしまして、町長並びに職員の皆さんに心から感謝を申し上げ、質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 坂本君の質問が終わりました。

次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、2番目として質問をさせていただきます。

4年が早いもので、任期最後の議会ということでもあります。任期最後の一般質問といたしまして、今定例会におきまして、二つの問題に対して質問をいたします。

一つは、本町非正規職員、いわゆる嘱託職員と臨時職員の雇用実態と問題点について、二つに、地方債の見通しについてであります。

まず、第1点の質問は、昨年12月中旬から、市町村職員非正規急増あるいは非正規公務員の長期雇用常態化、正規との格差等々、新聞各社が大きく報道をしております。本町においても、2008年から2013年の調査によると、38%を占めていることを報道されております。そこで質問の1点は、本町役場における非正規職員の雇用の実態を町長はどう認識しておられるのか、また、この状態の中でどう対応されておられるのか質問をいたします。

次に、非正規公務員として10年以上任用している自治体の中に、本町も入っておりますが、雇用体制や待遇面に改善が必要と考えるものと思いますが、町長の考えをお聞きするのが2点目であります。

3点は、「非正規教員、2005年比4割増、ゆがむ学校現場」という見出しで、1月4日の西日本新聞で報道されました。まず、町内小中学校の非正規職員、これは町が支援員とかそういう感じの職員ではありますが、実態はどのように把握され、教育委員会として実態等あるいは問題等、詳細に示していただきたいというふうに質問いたします。

4点は、教職員の非正規職員については、芦北教育事務所への改善要望等の必要はないのか、実態を含め質問するものであります。

次に、第2の質問は、地方債、いわゆる町債ですね、町債というのは、調べに町債と書いてあるから地方債と言いましたけれども、町の債務であります、いわゆる借金であります。その見通しについて質問をいたします。竹崎町長、平成6年11月、旧芦北町の町長として初当選以来、20年目になられるわけであります。そ

の間、いろいろな事業を行ってこられました。御苦勞も多かったということで、ま
ずねぎらいを申したいというふうに思います。

さて、そこで質問いたしますが、平成6年度引き継がれた当初の地方債残高は6
0億4,700万円でありました。合併前の平成16年度の地方債残高は104億
7,000万円、数字に対しては若干前後がありますけれども御了承いただきたい
と思いますが、平成19年度がピークでありまして118億8,000万円であり、
25年度末の地方債残高の見込みは106億6,700万円あまりというふうに記
されております。約46億2,000万円の膨れがありますが、これは事業等の成
果もあろうとは思いますが、今後3年間、竹崎町長任期中での元利償還計画はどの
ようになっているのか、また町債のいわゆる毎年起債をして借り入れる額と償還額
の見通しを示してほしいのであります。財政面においてはたいへん複雑な面もあり、
財政担当の職員も非常に努力されているように伺われます。町長の今後の手腕の見
せどころというふうに思いますが、明解な答弁を期待して1回目の質問を終わります。

○議長（藤井公明君） ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再会 午前11時06分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員も初当選以来20年でございます、平成7年10月
初当選でございます、先ほどはねぎらいをいただきまして、ありがとうございます。
まだまだ竹崎意気軒昂、頑張っておりますので、よろしく御指導方お願いし
たいと思います。

さて、最初のお尋ねでございます。本町の非正規職員の雇用実態についてござ
いますが、本町の非正規職員につきましては、行政ニーズが多様化している中、行
政サービスの低下を招くことがないよう、必要に応じて臨時的、補助的に、適切に
対応させていただいておるところでございます。

なお、②の質問につきましては、事務的内容になりますので、担当課長に答弁を
させます。

続きまして、地方債の見通しについてでございます。今後3年間の元利償還計画
と起債借入れの見通しにつきましても、担当課長から詳しく答弁をさせます。

○議長（藤井公明君） 吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） ②の役場における非正規職員の改善すべき点との質問でございますが、社会情勢の変化等を勘案しながら適宜取り組んでまいりたいと思っております。

それから、10年以上の長期的な雇用ということでございますけれども、中には町施設の作業員とか、給食調理人、保育士、看護師、事務補助員、学校校務員、非常勤職員等がございます。その中の長期雇用については、制度的には平成25年4月1日以後に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合に、無期労働契約に転換するというものでございますが、この法律については地方公務員は適用除外となっており、地方公務員法に基づく任用となる嘱託職員及び臨時職員についてもまた適用除外とされております。

また、待遇面でございますけど、非正規職員の報酬及び賃金につきましては、平成26年4月から一部見直しを予定しており、保険関係につきましても適正な対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百錬君） 御質問の③、④につきましては、事務的な内容でございますので、教育課長より答弁させます。

○議長（藤井公明君） 本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） それでは、御説明申し上げます。

まず、③でございますが、町内の小中学校の非正規職員の実態についてでございます。まず、町内小中学校に配置しております町が雇用しております非正規職員につきましては、特に支援を必要とする児童生徒に対し、授業中などに支援をするための支援員、また不登校の児童生徒に対応するための不登校対策支援員、そして学校内の庶務に従事する学校校務員を非常勤職員として任用しております。それぞれ的人数でございますが、授業支援員が12名、不登校対策支援員が3名、学校校務員が各学校に1名ずつの10人、合計の25人となっております。

次に、教員の非正規職員につきましてでございますが、これにつきましては教育が育児休業等によりまして欠員が生じた場合に県の教育委員会で臨時講師等を任用しているところでございます。平成25年度におきましては、臨時教員が19名おります。それ以外に新任の先生、今年度4月ですね、昨年4月に採用されました新任の先生が研修等に行く場合、その臨時的な補員といたしまして非常勤の先生が3人雇用されております。以上でございます。

それと、④でございますが、この教育事務所への改善要望ということでございますが、この県のほうの非正規教職員につきましては、熊本縣市町村立小・中・特別

支援学校臨時的任用職員の勤務時間、休暇等取扱要綱などにおきまして、原則として正規職員の例によるということで、労働条件等については問題がないと認識しております。よりまして、その必要はないというふうに判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、質問事項の2番でございます。地方債の見通しについて御答弁申し上げます。

地方債の見通しにつきましては、総合計画に基づき作成するものでございますけれども、現在のところ平成27年度を初年度とする新たな総合計画を策定中でございます。起債の対象となる事業が不明でございます。その中で起債借入れの見通しにつきましては、現在、起債借入れのシーリングとしております臨時財政対策債を除く10億円を各年度の借入れ予定額といたしております。今後3年間の元利償還計画につきましては、先ほど申し上げました起債借入れ予定額を基に試算いたしますと、今後3年間の元利償還額は各年約12億円程度と試算をいたしております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、第1の質問からいたしますけれども、新聞等は見られておるといふふうに思いますけれども、これは何を意味しているのかというのが一番観点で、新聞の意味はですね。これをこういうクローズアップしたのに、何をこの新聞は言いたいのかという、ここでございますので、町長、率直にこの新聞を見て、我が町の職員として適正にやっているということですけども、どう考えられますかね、この新聞見た感じで。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 私もよくその意図は分かりませんが、各自治体によってですね、状況が違います。規模の大きさであるとか、あるいは事業量によっても違って来るわけですね、一概に他の自治体とは比較できないなという思いで、それは見ました。基本は、臨時的あるいはその補助的にですね、必要になってくる場合がございます。それに対応していくということが基本でございますので、今後ともその姿勢はどの自治体も変わらないのであろうかなと思います。

一方、行政改革を進めていかなければいけないという命題がございまして、それとの関わりもですね、正規職員で対応できる部分、あるいはこれはもう非正規にお願いしてもいいなというですね、部分もあるかと思いますが、しかし非常に難しゅうございます。責任の問題とかですね、内容の専門性の問題とかありますので、難しい問題ではあります。適切にこれもですね、対応してまいりたいと思っております。

ます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） まさにそういうふうに感じますけれども、要するに職員の人件費の削減とか、そういう意味ではちょっとですね、あまり非正規、臨時、嘱託をするのは、ちょっと公務員の採用としては無理があるんじゃないかと、財源確保のためだけではですね。やはり正規で、しっかりとした公僕精神をもった職員というのが当たり前でありますし、しかしながら非正規でありますと、やっぱり意欲等についてはですね、非常にそがれる面も多々あるんじゃないかというふうに懸念をしておりますし、反面、ベテランでですね、新採の2、3年の新規職員よりも、やっぱりベテランで事務の効率化等も非常にいいというようなこともあるというふうに思いますので、その点、こういう新聞で報道されたということであれば、鋭意やっぱり気を引き締めてですね、やっぱり採用、任用については、心してかかってもらいたい。窓口業務なんかは、非常に非正規にばかり任せておると、町民からいろいろクレームがあつたりとかされますので、その点についてもやっぱり待遇面、教育面等についても非常に難しいかもしれませんが、それを非常に今後望むものでありますので、いろいろ問題がないとは言い難いんじゃないかなというふうに思いますので、問題があつたのかないのかは、この場では問いませんが、やっぱり待遇面等につきましてはですね、少しやっぱり改善すべき点は世の流れによって改善すべきではなからうかと。

給与においては、非常にそういうのが多くてですね、税収逃れも、企業経営上の問題もあって、私もそういう形を取らざるを得ない時期もありました、実は。しかし、今ですね、正規の職員を採用してですね、退職金制度といいますか、建退共と俗に言いますけれども、それなんかも掛けて証明がないとですね、公共事業入られないんですよ、今。今、ちょうどその期間があつたら3年ありますけれども、3年後には全員正規じゃないと入場できないという、私たちには突きつけられた課題もあって、適正な価格でもらわないとそれができないという、今度は加算されてですね、見積もりに出すという、そういう事態も公共事業においては緩和されておりますので、そういう質問とはちょっと対比しますけれども、そういう面で町の発注なんかですね、あるんじゃないかというふうに思いますので、まあ別なときに質問したいというふうに思いますけれども、そういうことで非常に民間と行政のシステムというのは全然違うわけでありまして、税収の中からサービス提供をするという、住民自治の中でですね、仕事をされるわけですので、鋭意、総務課におかれましては、副町長もしかり、しっかりとした人事のほうを要望するものであります。

そして、教育現場のほうはですね、いろいろこれも教育現場についても載ってお

りますけれども、今、心の病が教員にもありますし、支援員等も配属されていますが、どんなですかね、教育業務の中でですね、そういう教職員におかれましても、町が雇っている支援員等についても、自治体は苦勞とか、いろいろ問題点はないですかね。素晴らしい子どもたちだけだからいいというようなことで、何か言えるような顔でありますけど、実態はどんなですかね。

○議長（藤井公明君） 本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） まず、教員の心の病の件でございますが、数名、その傾向がある方が見受けられます。また、今回御質問がありました非正規職員につきまして、町が支援しておりますのは、本来、学校運営というのは県が配置します教員で賄えるものでございます。しかしながら、我が町におきましては、全ては子どもたちのためにということがございますので、特別にですね、やはり非常に最近、私たちの言葉でいいますと、気になるお子様ですね、がいらっしゃいます。そういうお子様がですね、安心して授業を受けられるように、またそれ以外の子どもがやはり安心して授業を受けられるように、そのような支援員を配置しているところでございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私も孫が小学校に行くようになりましたので、よく学校に行ったりとかですね、子どもの様子、気がかっておりますけれども、やはり先ほど言われましたように、担う子どもたちの教育というのは、非常に社会人になる前の基礎として大事なものでありますので、素晴らしい町の派遣の支援員にしろですね、教育的関知でしっかり見届けていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、第2の質問でありますけれども、私も長く議員務めさせていただきまして、財政面に踏み込むのはなかなか難しいものがありますけれども、こういう形で地方交付税の按分の仕方とか、起債等について、初めてというか、こういう一般質問で詳しく質疑するのは初めてではないかなというふうに思ひますが、今回、議会も歳入で全員で合同審査をしたわけでありまして、一步前進かなというふうに思ひますけれども、そこで資料要求をいたしまして、地方交付税で措置される分をですね、起債別に示してほしいということで出してもらひまして、ああこういうふうなのかというふうにありますけれども、先ほど冒頭触れましたけれども、町長が引き継がれたときから合併前まで、ちょっとぱっと起債が膨れ上がったというのは、事業という形が多かったんですけど、主に振り返りますと、合併前までの間の起債の膨れ上がりはどんなものだったのかなというふうに思ひますけれども、起債が60億円

から100億円になった原因をまずお示しいただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まず、合併前と合併後増えたのは、合併したからでございます。借金もありますし、基金もありますが、そんなのを合算しますので、それで必然、増えるということです。

それと、新町建設計画を議会でも認めていただきましたが、その新町建設計画に基づきまして、起債の計画も立てて、いわゆる事業量も増えてきたわけでございます。そういうことがいえるかなというふうに思います。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私も議会におりまして、議決した者ですので、多くは語られませんので、突く訳、突き方というのはもうできませんので、了承した議員の一人です。ありますけれども、今後の見通しをある程度言われましたけれども、地方交付税にこの措置される分です。10億円ほど起債を毎年されますし、元利償還も10億円前後はありますけれども、されるわけですので、元金が100億円以下になるという、3年後ですよ、地方債の残高はだいたい100億円から以下にはならないんですかね、どんな見通しですかね、大枠にした場合ですよ。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 今後の残高につきましてはですね、今、総額で106億円ほどございますけれども、先ほど申し上げましたように、臨時財政対策債を除きまして、10億円です。シーリングをかけて起債を借りていくということをしていきますと、この106億円はですね、徐々に下がってくるというふうに見通しております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） いろいろ国が示した償還計画等であろうと思いますけれども、やはり減らすべきは減らしていかないといけないんじゃないかなというふうに、今、金利が安いから2%以下で借られております、利子を見てみたらですね。高いときは4.何%以上もあったんじゃないかと思います。7年前の利率の返還率を見ますとですね、非常にそういうふうに伺われて、今は金利が安いということでもありますので、利子の償還も1億五、六千万円程度で済むわけですけどですね。3億円以上も、金利が高いときはあったというふうに思います。そこで、地方交付税がずっと調べて、平成7年度から分析表でデータを見ておりましたけれども、45億円ほど、だいたい今来ておりますよね。地方交付税が予算措置、依存財源の中でですね、見てみますと。その中で要するに返す分の中で具体的にですね、どれく

らい地方交付税にそれが含まれているのかというのをちょっと調べてあると思いますので、お願いします。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、今、起債の元利償還額と、それに対する交付税がどれだけ入って来るのかという御質問だろうと思います。26年度で申し上げますと、起債の元利償還額がだいたい12億3,800万円ほどと予定をいたしております。この内訳としましてはですね、臨時財政対策債がだいたいそのうちの2億8,300万円、主なものを申し上げますと。それから、過疎対策債が3億5,600万円、合併特例債が2億5,200万円、合わせて12億3,800万円というふうに試算をいたしております。これに対する交付税措置につきましてはですね、試算でございますが、9億1,500万円ということで、起債償還額のだいたい七十四、五%がですね、交付税で措置をされというようなことで試算をいたしております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そういうことでありますけれども、今後の地方交付税の国が示すものなんですけれども、今後の見込みといいますか、要するに臨時対策債は100%交付税に換えていきますよという形で、非常にその比率が大きくなっていますよね。そういうことは一つの、国も大きな借金があるわけですので、こうした状況で100%また地方交付税が返ってくるというのが何か隠れ蓑になっているような感じがしないわけでもないんですけれども、町長、いかかでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 同感であります。どこに交付税の中にですね、それが入っくるのか、一応今、大まかな数字は出ましたけれどもですね、なかなか分からない。この臨財債につきましてはですね、交付税が、もう御存じだと思いますけれども、交付税を交付できないので、その分、臨財債という形で引き受けてくれと。後々100%見てやるからということでもあります。いわゆる見かけの借金なんです。これを合算しまして、公債費比率を出すためにですね、非常に地方自治体では困っておるということでありまして、そのことは計算式をですね、ちょっと見直すようにという要望を今しつつあります。いろんなところで発言をしておるわけでございますが、いわゆる国家財政が窮乏しておるためのこういう措置であろうというふうに、今、思っております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） まさにそういう観点が伺われるというふうに思いますので、そういう中でですね、今年度の町債の内訳を見てみますと、毎年、町債で借り入れ

て基金に積み立てるといふのがありますけれども、このメリットはどこにあるんだろうかなと思いますけど。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） この繰上償還といいますか、そういうお尋ねということではよろしいでしょうか。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 要するに、総務費の中ではまちづくり振興基金積立債というのがあるじゃないですか。これも何年か前からずっと1億9,000万円あって、そしてこの基金に積み立てるでしょう。町債で借りて、積立基金へ積み立てるといふ意味が私にはあんまりよく分からないんですけども、そういう意味ですよ。

○議長（藤井公明君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時33分

再会 午前11時34分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） まちづくり振興基金ですね、これに対しまして積み立てを行っておりますが、この基金につきましてはですね、合併町村におきましては住民の連帯の強化とか、あるいは地域振興を図るために、その自治法の規定によりまして、この基金をですね、積み立てることができるとなっております。これに充てることができるのが合併特例債をですね、この基金に積み立てることができるようになっておりますので、これを充てておりますが、ただこの基金はですね、交付税措置が約70%ございます。有利な起債でございますので、これを活用してですね、このまちづくり振興基金にこの合併特例債を充てていると、そして積み立てをしているというようなことでございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 所管で聞けばよかったんですけども、これにはちょっと私も勉強が必要かなと思いますけれども、何で借りてから基金に積み立てるのか、返ってくるというのがそこに隠れ蓑があるのではないかというふうに思いますので、ほかの科目もですね、そういうのが多々あるようでございますので、目的をもった基金でなからねばいけないというふうに思いますので、借りて積み立てるばかりじゃなくして、やっぱり基金の目的というのをしっかりとした用途ですね、使い道になればいいわけですけども、その点がまだ今後課題になるのかなというふうに思

いますので、私も次はどうか分かりませんので、一応聞いとかなといかんなど
思って、一般町民になるかもしれませんので、そういうことで財政面にもち
よっと踏み入ったわけでございます。

本当、毎回質問をして、勉強させていただいておまして、たいへん仕事にはあ
まりつながらないんですけれども、有り難く思っております。一生懸命、私も今後
頑張っ、また壇上に来たいと、町長ともまた激論まではいきませんけれども、議
論をしたいというふうに思いますので、これをもちまして最後の質問といたします。
ありがとうございました。

○議長（藤井公明君） 川尻君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（藤井公明君） 本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午前11時36分

平成26年第1回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

平成26年3月14日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝日程第1から日程第13まで）

- 日程第 1 議案第 4号 平成26年度芦北町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 5号 平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第 6号 平成26年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 7号 平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 8号 平成26年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 9号 平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第10号 平成26年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第11号 平成26年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第12号 平成26年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第10 議案第13号 平成26年度芦北町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第14号 芦北町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第15号 芦北町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第16号 芦北町南九州西回り自動車道濁水等被害対策基金条例の制定について

（一括議題＝日程第14から日程第17まで）

- 日程第14 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 日程第15 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 日程第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

（閉 会）

2 出席議員（16人）

1番 坂 本 登 君

2番 林 田 燿 宏 君

3番 宮 内 道 則 君

4番 寺 本 順 一 君

5番 古村逸男君
7番 草野安道君
9番 元山秀志君
11番 平松洋一君
13番 水口宣之君
15番 寺本修一君

6番 白坂康浩君
8番 前田徹一君
10番 宮尾秀行君
12番 川尻成美君
14番 岡部恵美子君
16番 藤井公明君

3 欠席議員（0名）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町長	竹崎一成君	副町長	藤崎正司君
教育委員長	澁谷百錬君	教育長	竹浦裕道君
総務課長	吉田茂君	企画財政課長	寺川健一君
税務課長	早川純一君	住民生活課長	楠原清照君
福祉課長	宮下祐一君	農林水産課長	柳田豊彦君
商工観光課長	山元信作君	建設課長	山口純志君
上下水道課長	江上繁君	会計管理者兼 会計室長	園川民夫君
田浦基幹支所長	野口博司君	教育課長	本山昭君
生涯学習課長	藤井哲郎君	農業委員会 事務局長	鶴山秀生君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 下田研君 次長（主幹） 福田貴司君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

- 日程第 1 議案第 4号 平成26年度芦北町一般会計予算
日程第 2 議案第 5号 平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3 議案第 6号 平成26年度芦北町介護保険事業特別会計予算
日程第 4 議案第 7号 平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計予算
日程第 5 議案第 8号 平成26年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 6 議案第 9号 平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
日程第 7 議案第10号 平成26年度芦北町有温泉事業特別会計予算
日程第 8 議案第11号 平成26年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
日程第 9 議案第12号 平成26年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第10 議案第13号 平成26年度芦北町水道事業会計予算
日程第11 議案第14号 芦北町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
日程第12 議案第15号 芦北町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
日程第13 議案第16号 芦北町南九州西回り自動車道濁水等被害対策基金条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第1、議案第4号「平成26年度芦北町一般会計予算」から日程第13、議案第16号「芦北町南九州西回り自動車道濁水等被害対策基金条例の制定について」までを一括議題とします。

それでは、定例会初日に各委員会に付託しておりましたので、委員長に報告を求めます。質疑は3人の委員長報告が終了したのち、一括して行います。

はじめに、元山総務常任委員長。

○総務常任委員長（元山秀志君） おはようございます。

ただいまから総務常任委員長報告を申し上げます。

総務常任委員会に付託されました予算1議案及び条例の制定2議案について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

はじめに、議案第4号、平成26年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

平成26年度の一般会計予算総額は、対前年度比0.4%増の99億3,700万円となっており、地方交付税は1%減の43億5,600万円が見込まれておりま

す。

以下、審査過程において論議された主なものについて申し上げます。

企画財政課では、新たな芦北町総合計画の策定や芦北町紹介DVDの改訂が計画されています。また、農林業センサス等の基幹統計調査実施により、対前年度比4,659万5,000円増の13億6,668万9,000円となっております。

主な質疑として、臨時財政対策債は、国が確実に交付税措置できるのか、いつ措置されるのか、また、償還計画はどうなっているのかとの質疑に対し、現行制度では100%交付税措置されるもので、元利償還時に交付税措置されており、償還計画に基づいて償還しているとの答弁がありました。

芦北町総合計画の業務委託先と、どのような順で策定がなされ、いつ配布されるのかなどの質疑に対し、委託先・委託内容は未定だが、平成26年12月までに策定する予定であるとの答弁がありました。

総務課では、平成27年1月に合併10周年を迎えることから、更なる町民の融和と芦北町の発展を目的とし、合併10周年記念式典及び各種イベントの開催が計画されています。また、広域消防本部消防救急デジタル無線整備完了に伴う負担金の減等により、対前年度比2億2,308万2,000円減の12億4,977万3,000円となっております。

主な質疑として、合併10周年記念事業の内容はどの質疑に対し、平成27年1月に式典を考えている。地域活動の功労者等表彰や子どもの書道・絵画コンクール、午後には記念イベントで新春寄席等を検討していきたいと考えている。また、NHKのど自慢については日程調整等を進めているとの答弁がありました。

町交際費について、特産品の効果はないと思う。特産品の宣伝は、商工観光課でイベント等を行ってはどうかとの質疑に対し、特産品は町のPR効果のみでなく、町の産業振興にもつながっている。商工観光課においては各種イベント時にPRを行っているとの答弁がありました。

質疑終了後、町交際費について、特産品が約半分を占めていることや、月ごとの詳細が明らかになっていないという反対討論に対し、町交際費は町の事業推進費であり、特産品は産業振興や町のPRに大きく貢献しているという賛成討論があり、起立による採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決することに決しました。

議会事務局では、議会だよりのカラー印刷や、老朽化したファックスの買い替え等により、対前年度比191万5,000円増の1億2,556万2,000円となっております。また、監査委員費として131万6,000円を計上してあります。

主な質疑として、議会交際費について、年4回の議会だよりに載せてはどうか、また、その詳細を公表してほしいがどうかとの質疑に対し、要綱に基づき年1回議

会日よりホームページに掲載している。改選後に検討したいとの答弁がありました。

田浦基幹支所では、防護柵取替修繕完了や隔年実施の樹木管理委託料等の減により、対前年度比194万9,000円減の1,214万8,000円となっております。

主な質疑として、職員5人体制で業務を行っているが、住民サービスに支障はないかとの質疑に対し、少ない人員で不便を感じるころはあるが、みんなで事務分担しながら協力し合い事務処理を行っているとの答弁がありました。それに関して、住民サービスが低下しないように対処してほしいとの意見がありました。

税務課では、新規事業として不動産差押物件の公売に向けた不動産鑑定評価業務委託料が計上されておりますが、土地家屋筆界調査業務委託料の減等により、対前年度比1,225万円減の4,584万5,000円となっております。

地籍調査事業は、旧芦北町全地区の測量工程業務が終了し、平成26年度に国・県の認証を経て、その地籍成果を法務局へ送付し完了となり、平成27年度からの固定資産税の新地積による課税の準備が行われます。

主な質疑として、町民税の均等割が3,000円から3,500円に上がったが、税収は減となっている理由と、500円加算の周知はしてあるかとの質疑に対し、均等割では500円加算されたことにより増となるが、所得割で減となるためであり、また、町県民税の周知については、まだ行っていないが、平成25年度中の町民税申告時等に適宜行いたいとの答弁がありました。

不動産鑑定評価業務委託料の内容はとの質疑に対し、旧町からの不動産の差し押えが10件あり、11月に開催予定の県・市町村合同公売会に向けて鑑定評価の準備を行うとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました議案第4号、平成26年度芦北町一般会計予算につきましては、総務課所管を除き、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、条例の審査を申し上げます。

議案第14号、芦北町職員の修学部分休業に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴うもので、町職員が公務に関する能力向上を目的とし、教育施設で修学するための部分休業の上限年数を条例で定めるものと説明がありました。

主な質疑として、県職員で大学に修学した人がいたが、町職員でもできるようになったということかとの質疑に対し、今までできなかったということではなく、これまで地方公務員法で規定されていたが、第3次一括法の施行に伴い町の条例で規

定することになったためであるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第14号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号、芦北町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についても、地方公務員法の一部改正に伴うものであり、退職を控えた職員が、退職後に豊かな生活が送れる準備活動等ができるように、部分休業ができる上限年数を退職前の5年間と定めるものと説明がありました。

主な質疑として、退職前の職員が、退職後の準備として部分的に休業するのを認めると理解してよいかとの質疑に対し、そのとおりであり、これも地方公務員法の一部改正により、各自治体の判断に委ねられたものであるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第15号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 次に、草野建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（草野安道君） おはようございます。

建設経済常任委員長報告を申し上げます。

3月3日の本会議において、建設経済常任委員会に付託されました予算6議案と、及び条例1議案について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

はじめに、議案第4号、平成26年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

まず、建設課では、町道射場芦北線改良事業や町道宮浦線改良事業などの主要事業について説明があり、予算計上額は6億4,074万5,000円で、対前年度比7,822万3,000円の減となり、その主な理由は南九州西回り自動車道渇水等被害対策に伴う、伏木氏地区及び河原地区の事業費等の減によるものであります。

委員から、交通安全施設設置工事の内容はどのようなものかという質疑があり、町道川嶽線外7路線において1,000万円の予算内で、ガードレールやカーブミラー設置等を実施する計画である。その他にも緊急を要する修繕工事等に関しては、予算を増額して計上しており、速やかに対応できるとの答弁がありました。

農林水産課では、平成25年度からの繰越分である水田地下水制御システム（フォアス）工事等を含め、新規農業参入者等のための空き家調査、多目的センター改修工事及び田浦漁港堤防修善工事などの新規事業並びに各振興事業の主なものについて説明があり、予算計上額は7億1,931万6,000円で、対前年度比2億2,394万4,000円の大幅な増となり、その主な理由は、平成25年度実施予定であった牛の水漁港整備事業費等を平成24年度の補正予算で前倒しして措置した

ことに伴う平成25年度予算の減及び新規事業分等の増によるものであります。

委員から、新規事業の空き家調査の具体的な内容はどのようなものかという質疑があり、事業主体は芦北町担い手育成総合支援協議会とし、町内の不動産業者に仲介を頼む。貸付の諸条件を調査し、町のホームページで公表したい。なお、調査は5年計画で行い、平成26年度は湯浦地区を実施するとの答弁がありました。

また、町有林には伐採期を迎えるところが多くなるが、今後の展望はどうかという質疑があり、町有林はこれまで保育事業（草刈り、間伐、枝打ち等）を中心に行ってきたが、伐採期を迎えた林班については、計画的な伐採を検討したいとの答弁がありました。

農業委員会事務局では、耕作放棄地や非農地判断のための調査などを継続的に行うとともに、農地利用の効率化を促進するとの説明があり、予算計上額は925万9,000円で、対前年度比2万円の減となっております。

委員から、町全体の農地面積及び耕作放棄地面積はどのくらいあるのかという質疑があり、町全体の農地面積は平成23年現在で2,561ha。耕作放棄地は、平成21年の全筆調査で750haあったが、その後60haが解消されているとの答弁がありました。

上下水道課では、簡易水道事業、生活排水処理事業及び農業集落排水事業に関する繰出金並びに浄化槽設置整備事業費補助金などの予算計上額が2億2,485万7,000円で、対前年度比121万3,000円の増となっております。

委員から、浄化槽設置整備事業補助金について、県の補助金交付要項が見直されると説明があったが、内容はどうかという質疑があり、現在の汲み取り式及び単独浄化槽から新たに合併浄化槽へ転換する場合に補助金が交付される。なお、補助金交付要項の見直しに伴い、新築の場合、国費及び町費分の補助金は継続され、県費分のみ補助対象外になる予定であるとの答弁がありました。

商工観光課では、計石小学校跡地活用基本設計業務委託、特産品開発支援事業補助などの新規事業及び消費税増税に伴う影響緩和策として、商工業振興補助金のうちプレミアム付地域商品券分を1,000万円から1,300万円に増額することなどの説明があり、予算計上額は4億3,225万7,000円で、対前年度比1億3,823万5,000円の大幅な減となり、この主な理由は湯浦温泉センター改築工事費等の減によるものであります。

委員から、計石小学校跡地活用基本設計業務委託に関し、将来的な活用方法をどのように見込んでいるのかという質疑があり、計石の地域コミュニティは、公民館を拠点として活動する意向が確認できており、校舎は、うたせ船と関連させた施設になるよう考えている。具体的には、観光休憩所や学習施設、調理体験施設などを

考えているとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案4号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

平成26年度は、通常の維持管理に加え、新規事業として水道事業と簡易水道事業の統合を計画的に図るため、簡易水道施設資産調査業務委託などを行うことの説明があり、予算計上額は7,320万円で、対前年度比180万円の減となっております。

委員から、水道事業と簡易水道事業の統合はいつ頃になるのか。また、簡易水道施設運転管理者負担金が計上してあるが、管理は何人で行っているかという質疑があり、事業の統合は平成28年度からの予定。施設の運転管理者は通常1人であるが、毎週水曜日は2人で行っているとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第7号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、平成26年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

平成26年度は、通常の維持管理に加え、伏木氏地区農業集落排水施設の改修などを行うとの説明があり、予算計上額は2億3,510万円で、対前年度比1,720万円の増となっております。

委員から、芦北・米田・花岡東地区における修繕の内容はどのようなものかという質疑があり、芦北地区は排気ファンの取替えと公共柵の修繕。米田地区は計装盤部品の取替えと公共柵の修繕。花岡東地区は脱臭炭の取替えと汚泥供給ポンプの取替えであるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第8号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算について申し上げます。

平成26年度も市町村設置型の浄化槽735基に対する維持管理が主なものであるとの説明があり、予算計上額は5,600万円で、対前年度比30万円の減となっており、この件につきましては、質疑・討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、平成26年度芦北町有温泉事業特別会計予算について申し上げます。

平成26年度も通常の維持管理を適正に行い、住民に親しまれる運営に努めるとの説明があり、予算計上額は9,670万円で、対前年度比2,460万円の減となっております。その主な理由は大野温泉センター運営委託料等の減によるものであります。

委員から、大野温泉センターは使用料金制から利用料金制に変更するとの説明があったが、その経過はどうなっているのかという質疑があり、平成24年度から3年間、JAあしきたと使用料金制による管理運営協定を締結している。これまではJAが経費をかけて、利用者の利便性向上を図り業績を伸ばしても、使用料金は全て町の歳入となっている。このため、JAから経営努力が収益に反映される協定内容に変更してもらいたい旨の要望があり、JAの前向きな努力が収益に反映できるよう平成26年度から利用料金制へ移行した予算を計上しているとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第10号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、平成26年度芦北町水道事業会計予算について申し上げます。

平成26年度は、通常の維持管理に加え、老朽化した送水ポンプの更新などを行うとの説明があり、予算計上額は収益的収支予算と資本的収支予算の合計が3億537万7,000円で、花岡浄水場送水ポンプ更新事業費等の増により、対前年度比5,927万7,000円の増となっております。

委員から、貸借対照表の中で流動資産として1,135万4,000円の未収金があるが、その内容はどのようなものかという質疑があり、水道使用料の滞納分251万3,000円と平成25年度事業に係る消費税の還付金884万1,000円が含まれているとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第13号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号、芦北町南九州西回り自動車道濁水等被害対策基金条例の制定について申し上げます。

農林水産課長から、この基金の設置に必要な予算は、平成25年度芦北町一般会計補正予算（第5号）で措置しており、目的等は九州新幹線濁水等被害対策基金とほぼ同様である。第6条で定めている基金の処分については、国土交通省からの受託事業によって整備した恒久対策施設の維持管理に要する経費に限り、その一部又は全部を処分することができるようになっており、伏木氏地区は溜池の管理費等、河原地区はポンプの管理費等が主な経費であるとの説明があり、この件につきましては、

質疑・討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 最後に、白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 皆さん、おはようございます。

3月3日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました予算関係5議案について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

はじめに、議案第4号、平成26年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

まず、教育課につきましては、予算計上額は5億8,286万7,000円で前年度に対し、1億4,405万円の増となっております。増額の主な理由については、小中学校の一般教室にエアコンを設置する事業分が増額となっております。

本年度の重点事業として、学習環境の整備では、小中学校の一般教室へのエアコン設置事業が計画されております。

学力向上においては、ICT機器をさらに有効に利活用するため、液晶テレビ型デジタル黒板の購入経費が計上されております。

また、安全安心な教育施設の維持管理のため、大野小、内野小、芦北幼稚園に防犯カメラ設置の予算が計上されています。

主な質疑を申し上げます。エアコン設置において、1教室に2台ないし1台となっているがという質疑に対し、場所と機器の能力により配置台数を決めているとの答弁がありました。また、通学補助費の179万8,000円は、どこの分になるのかという質疑に対し、田浦中の海浦、井牟田地区の20名分との答弁がありました。

福祉課では、前年度に対し1億675万4,000円増の17億6,685万2,000円が計上されております。増額の主な要因としては、消費税率引上げに係る低所得者に対する影響緩和措置としての臨時福祉給付金、また子育て世帯への影響緩和措置としての子育て世帯臨時特例給付金が新たに加わったとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。災害時の避難行動要支援者名簿には、障害者は全て掲載されるのかとの質疑に対し、一定の基準を設けて作成予定であり、基準により掲載されない方は、申請により掲載できるようになるとの説明がありました。

なお、保育所民営化については、平成27年4月1日の移管に向け、保護者、移管先法人とともに三者連絡会を設置し、意思疎通を図りながら事務を進めていくとの説明がありました。

生涯学習課では、前年度に対し1,232万9,000円減の3億2,201万5,

000円が計上されております。

減額の主な要因は、佐敷東の城跡航空レーザー測定の事業終了に伴う委託料の減によるものと説明がありました。

新規としては、町民講座において、ヨガ及び絵手紙教室を新たに講座開設するとの説明がありました。また、文化振興事業では、芦北鉄砲隊の創立10周年事業として開催予定の火縄銃サミットに対し、開催費用の一部を補助する予算を計上したとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。社会教育センター外壁工事の工事箇所の質疑に対し、正面玄関入口、通用口入口、図書館入口の3箇所を予定しているとの答弁がありました。また、放課後子ども教室の実施校と参加者数の質疑に対し、佐敷小学校と湯浦小学校の2校で実施しており、参加者数は、佐敷小学校が30名、湯浦小学校が32名との答弁がありました。

住民生活課につきましては、予算計上額は人件費を除いて16億2,881万6,000円で前年度に対し、1,421万7,000円の増となっております。

増額の主な要因としては、後期高齢者医療事業に係る療養給付費負担金及び低所得者の保険料軽減に伴う基盤安定繰出金の増との説明がありました。

町民の健康づくり推進を、本年度の最重要課題として各種事業の推進及び展開を図っていくとの説明がありました。また、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間としている芦北町健康づくり推進計画策定に向けて、芦北町健康づくり推進プロジェクト部会において議論し、計画に反映したいとの説明がありました。

質疑の主なものを申し上げますと、水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業の内容と地域についての質疑では、日常生活の行動能力等向上事業及び生きがいがづくり支援事業などで、平成26年度は大字女島の範囲で事業展開の予定との答弁がありました。また、子宮頸がん予防ワクチン接種は健康被害の問題はあるが、本町の実態はどうかとの質疑に対し、被害報告は1件もないとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、当委員会に係ります議案第4号、平成26年度芦北町一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

事業勘定については、予算計上額は35億1,760万円で、前年度より1億1,580万円の増となっています。

増額の主な要因としては、一般被保険者に係る医療費と退職被保険者に係る医療

費の増によるものとの説明がありました。

直診勘定については、予算計上額は5,290万円で前年度より670万円の減となっています。減額の要因は、職員の定年退職による人件費の減によるものとの説明がありました。

説明後は、質疑・討論もなく、議案第5号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、平成26年度芦北町介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算計上額は20億8,270万円で前年度に対し、360万円の減となっております。減額の主な要因としては、要介護者の地域密着型サービス、施設介護サービス給付費等の減によるものとの説明がありました。

説明後は、質疑・討論もなく、議案第6号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、平成26年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算について申し上げます。

予算計上額は3,170万円で、貸付申請者の増加により前年度に対し100万円の増となっております。

主な質疑を申し上げますと、滞納者の現状についての質疑に対し、現在22名の滞納者があり、保護者、連帯保証人と連絡を取り、滞納整理を進めているとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第11号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、平成26年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算について申し上げます。

予算計上額は2億6,580万円で、低所得者に対する保険料軽減分の増などにより、前年度に対し240万円の増となっています。

説明後は、質疑・討論もなく、議案第12号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。前田君。

○8番（前田徹一君） 文教厚生常任委員長に1点質問いたします。

直診勘定、これは吉尾診療所というふうに思いますけれども、前年度より670万円減で、職員の定年退職ということですが、あそこにはあまり人員、2、3人じゃなかったかなと思いますけれども、今後の例えば補充関係のそういう話し合いは質疑関係はなかったかなと思って質問いたします。

○議長（藤井公明君） 白坂委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 吉尾診療所の人員等の審議の方はございませんでした。

○議長（藤井公明君） 他にありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 文教厚生常任委員長に1点、建設経済常任委員長に1点、質疑を行います。

水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業の内容のところで、日常生活の行動能力等向上事業及び生きがづくり支援事業とありますが、具体的にどんな事業という説明があったでしょうか。

建設常任委員長に対しまして、町道射場芦北線改良事業、町道宮浦線改良事業の主な説明がありとありますが、もう少し詳しく事業の内容をお聞かせください。

○議長（藤井公明君） 白坂委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 水俣病発生地域高齢者在宅支援事業とは、芦北町で現在、このような在宅支援的な留意的なメニューとしまして、転倒骨折予防事業を介護保険の事業として社会福祉協議会で委託してやっております。水俣病も救済がとりあえず一段落し、しかし地域の水俣病の被害者、患者、被害者地域に対するフォローは今後も続けていこうという趣旨の旨から、地域的には水俣病被害者の発生頻度が高い沿岸部を想定し、なおかつ国・県から予算的な限界もあるので本来は沿岸一帯全部を対象としてやりたいのですが、平成26年度につきましては予算の範囲内のできる範囲で大字女島を範囲を想定してこのような事業をスタートしたいというような報告を受けております。以上です。

○議長（藤井公明君） 草野建設経済委員長。

○建設経済常任委員長（草野安道君） 坂本議員の質問にお答えします。

まず、町道射場芦北線でございます。また、町道の宮浦線でございますが、これは各委員、私たち委員では現地調査を行っており、その中でまず射場芦北線については現地で説明がありましたが、測量の業務委託でありまして、今の芦北石油前からドームの方について、芦北学園の方に行く予定で、その最初の測量予定が1,500万円、740m予算計上してあるということです。

また、町道宮浦線道路改良につきましては、現在、田浦の信号機から右に入りまして、柑橘組合のところまでは町道拡張がしてありますが、その先が個人住宅等が

あり、内容が困難であったわけですが、それが善意により解決に向かっているのです、その先を約100m拡張したいということで、1,500万円の予算を計上してあります。以上です。

○議長（藤井公明君） ほかに。坂本君。

○1番（坂本 登君） すみません。あと、文教厚生常任委員長に、もう1点お聞きします。

子宮頸がん予防ワクチン接種は健康被害の問題はあるが、本町の実態はどうかとの質疑に対して、被害報告は1件もないとの答弁がありましたと報告をありましたが、今年度といたしますか、この子宮頸がんのワクチン接種の現状といたしますか、これは今、どのような説明を受けましたか。

○議長（藤井公明君） 白坂委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 今、委員長報告の中の答弁のとおりです。以上です。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 私の質疑の仕方が悪かったのか、このワクチン接種が継続されるのかされないのか、そういう説明はなかったんでしょうかという意味でお聞きをいたしました。

○議長（藤井公明君） 白坂委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） そのあたりのところは審議はしておりません。以上です。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから、議案第4号から議案第16号までを順次討論を行い、採決します。

日程第1、議案第4号、平成26年度芦北町一般会計予算について討論ありませんか。

坂本君。

○1番（坂本 登君） 議案第4号、平成26年度芦北町一般会計予算に対し、反対の立場で討論します。

町交際費が、昨年度と同様、300万円が計上されています。私はこれまでも他の自治体と比較して高すぎることを指摘してきました。

1点目は、芦北町の町交際費300万円。財政規模、人口比から見て高すぎること。

2点目は、これまで交際費取扱要項を定め、広報あしきたに公表し、インターネ

ットに公開したことは評価できますが、支出先が不透明で年1回でなく、毎月詳細に公表すること。

3点目は、PR用特産品が年間町交際費執行額のおよそ半分を占めていること。特産品PR用として公費を使う土産について、公にできる来庁者・訪問先に限定し、明確な基準を作ることで見直し、削減すること。

以上、3点の理由で議案第4号、平成26年度芦北町一般会計予算は、空き家調査、多目的センター改修工事、小中学校の一般教室へのエアコン設置事業など全体的に高く評価できますが、町交際費については町の代表者である町長の決断で見直し、削減することができます。したがって、昨年度と同様、300万円が計上されていますので反対いたします。

○議長（藤井公明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

寺本修一君。

○15番（寺本修一君） 賛成討論を行います。

委員長報告にありましたように、町交際費は町の事業推進でありまして、特産品は産業振興と町のPRに大きく貢献していると思います。3点事例を申し上げます。

町長と議長の代理で農水省に行きました時、芦北町には「真っ清水」があると町長が申されましたところが、農水省からすぐに送ってくださいということで、交際費で農水省に送られました。今、農水省に行ってみてください。芦北の「真っ清水」が展示されております。これは全国に発している一つの例であります。

もう二つは、南さつま市から行政視察がございました。その時に町と議会からゼリーと「真っ清水」、お土産に「葦分」、「夢あしきた」をやりました。後日、南さつま市議会から十数本の焼酎の注文がございました。

3点目、先般1月の終わりに、福島県の石川地方町村議長会がおいでいただきました。この時も今申し上げましたように、そういう接待をしたわけですが、帰りにです、「でこぼん」に行かれて、デコポンを二十数箱、そして、甘夏・デコポンゼリー等を購入して、あそこから発送されました。

そういうことで、産業の振興と町のPRに大きく貢献していると。申し添えますが、他市町村と比較して高いということではありますが、他市町はですね、款項目節の各費目ごとに需用費で分散予算措置をされております。それらを合算すると、はるか高額の金額になるということをお理解、坂本議員していただきたいと思います。それに比べまして、本町はですね、町交際費は総務費で一本窓口であり、誠に透明性があり、適切に執行されていると思います。

最後に、町交際費に対して反対ということでしたが、一般会計予算に対する反対でありますので、高く評価されると言いましたが、全て反対するというこ

とになると思いますので、申し添え賛成討論といたします。

○議長（藤井公明君） これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤井公明君） 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第5号、平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第6号、平成26年度芦北町介護保険事業特別会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号、平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号、平成26年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号、平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号、平成26年度芦北町有温泉事業特別会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号、平成26年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号、平成26年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号、平成26年度芦北町水道事業会計予算について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号、芦北町職員の修学部分休業に関する条例の制定につ

いて討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号、芦北町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号、芦北町南九州西回り自動車道湯水等被害対策基金条例の制定について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第15 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（藤井公明君） 日程第14から日程第17までの各委員会の閉会中の継続調査の申し出を一括議題とします。

お諮りします。各常任委員長からお手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（藤井公明君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第1回芦北町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時03分

-----○-----

○議長（藤井公明君） ここで3月をもって退職される2名の課長より挨拶があります。しばらくの間、御静聴願います。なお、挨拶は登壇して願います。

はじめに、吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） おはようございます。

この度、約33年間の役場勤務を終え、定年退職することになりました吉田でございます。長い間お世話になりました。

特にこの1年間大変お世話になりました。お陰さまで大過なく定年を迎えようとしております。ただ、辞めるまでに大事な選挙事務が残っております。最後まで、よろしく願いいたします。

定年後はゆっくりしようと思っておりましたが、そうもいきませず、地元地区のために働かせていただきます。

議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、今後とも芦北町の発展の為に御活躍を祈念申し上げまして、簡単でございますが挨拶といたします。

長い間、本当にありがとうございました。

○議長（藤井公明君） 次に、山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 議会、お疲れ様でございました。

また、このような席から退職の挨拶をさせていただく機会を与えていただきました議長はじめ議員の皆様方に心よりお礼申し上げます。

ちょうど1年前のこの日に先輩課長が退職の挨拶をするのを隣の席で聞いておりました。来年は自分たちだناと思っておりましたが、あっという間の1年でござい

ました。本当に1年というのは短いと感じております。

私は入庁以来35年、技師として公共事業に携わってまいりましたが、最後におきましては建設課長という重責を拝命いたしました。ただ、これは議員の皆様方の温かい御指導とですね、御協力のもと、何とか建設課長という重責を果たすことができました。本当にありがとうございました。

今後の身の振り方はまだ決めておりませんが、好きな野球を通じてですね、町のスポーツ振興にお手伝いできればと思っておりますので、今後とも御指導の程、よろしく願いいたします。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（藤井公明君） 以上で挨拶を終わりますが、2名の課長におかれましては、町政発展のため、長きにわたり御尽力いただきましたことに対し、議会からも心から御礼を申し上げます。

今後の御健勝と御多幸を心からお祈りいたします。大変御苦労様でございました。二人の課長に対し、拍手を願います。

これで散会いたします。

御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員